

河合町議会会議録

令和6年 3月8日 開会

河合町議会

第 3 号 (3月8日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○出席説明員	1
○議会事務局出席者	2
○開議の宣告	3
○一般質問	3
坂 本 博 道	3
岡 田 康 則	27
大 西 孝 幸	37
杵 本 光 清	40
梅 野 美智代	47
中 山 義 英	65
○散会の宣告	88
○署名議員	89

令和 6 年 3 月 8 日（金曜日）

（第 3 号）

令和6年第1回（3月）河合町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和6年3月8日（金）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	杵 本 貴 司	2 番	常 盤 繁 範
3 番	梅 野 美智代	4 番	佐 藤 利 治
5 番	中 山 義 英	6 番	坂 本 博 道
7 番	長谷川 伸 一	8 番	杵 本 光 清
9 番	大 西 孝 幸	10 番	馬 場 千恵子
11 番	岡 田 康 則	12 番	疋 田 俊 文

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	森 川 喜 之	副 町 長	佐 藤 壮 浩
教 育 長	上 村 欣 也	企 画 部 長	森 嶋 雅 也
総 務 部 長	上 村 卓 也	福 祉 部 長	浮 島 龍 幸
環 境 部 長	石 田 英 毅	まちづくり 推 進 部 長	福 辻 照 弘
ファシリティ マネジメント 推 進 室 長	中 島 照 仁	総 務 部 次 長	小 野 雄 一 郎
福 祉 部 次 長	佐 藤 桂 三	教 育 委 員 会 会 長	中 尾 勝 人
教 育 委 員 会 次 長	小 槻 公 男	教 事 務 局 次 長	桐 原 麻 以 子
安 心 安 全 課 長	川 村 大 輔	広 報 広 聴 課 長	松 本 武 彦
税 務 課 長	木 村 浩 章	財 政 課 長	浦 達 三
		福 祉 政 策 課 長	

子育て支援
課長
住宅課長

明 平 直 美
森 川 泰 典

地域活性課長
上下水道課長

吉 川 浩 行
上 原 郁 夫

会議に従事した事務局職員

局長 心得
主 事

高 根 亜 紀
平 井 貴 之

係 長 阪 本 武 司

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、令和6年第1回定例会を再開いたします。

定例会より録画配信を実施いたしますので、その際、傍聴者も撮影映像に入る場合がありますので、ご了承願いたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

各議員の持ち時間は30分となっております。5分前に声をかけさせていただきます。その後、30分過ぎて発言を続けた場合は終わらせていただきたいと思います。

本日は、質問6番目から11番目の質問です。

それでは質問を許します。

◇ 坂 本 博 道

○議長（疋田俊文） 6番目に、坂本博道議員、登壇の上、質問願います。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

（6番 坂本博道 登壇）

○6番（坂本博道） おはようございます。議席番号6番、坂本博道です。

質問通告書に基づき、大きく4点について質問させていただきます。

第1に、防災・災害対策の充実について伺います。

能登半島地震の状況からも、日常的な防災・災害対策の重要性が認識されています。その取組を地域住民と行政の共同で進めるため、大きく以下3点質問させていただきます。

第1に、大災害の予防的取組について。

高田川、曾我川、大和川の堤体崩壊を防ぐための日常的な堤防、河川の管理点検はどうなっていますか。

地震、大雨による土砂災害、液状化などの危険対策として、土砂災害警戒区域、大規模盛土造成区域での日常的な点検管理などはどうなっていますか。

不毛田川内水氾濫対策として、遊水地設置を進めるとともに城古・長楽エリアに、逃げる対策として複合的な機能を持つ避難施設を設置してはどうでしょうか。

2つ目、地区防災計画策定、避難行動要支援者対策の推進について伺います。

地区防災計画の策定、準備状況はどうですか。

避難行動要支援者対象基準と登録状況、そして個別支援計画の策定状況はどうですか。活用状況と計画策定のネックになっている問題は何ですか。

計画策定、緊急時の対応を促進するために災害時の個人情報の扱いに関する町の独自条例を制定してはどうでしょうか。

3つ目に、全世帯、住民を対象とした情報伝達の機能の充実について、メール、電話、ファクスなどの登録状況、昨年1年間での変化はどうですか。

戸別受信機の導入の検討はどうなっていますか。機器活用の情報伝達とともに、行政、地域住民と共同した情報伝達機能の強化についても同時に検討すべきだと思いますが、どうですか。

大きな2番目、豆山の郷の存続と活用について伺います。

総合福祉会館豆山の郷は、町の福祉活動の拠点、住民の交流と活性化の場、馬見丘陵公園に隣接する立ち寄り場、そして畳の間のある避難施設としても、町民にとってまだ役立ち、生かせる施設ではないでしょうか。しかし、財政健全化計画では休止の位置づけは変わっておらず、住民の不安、また修繕等をどこまでやるかなどにも影響があります。改めて方向性を明確にする必要があるのではないのでしょうか。以下質問します。

町長は、豆山の郷をどうするつもりですか。

施設の修繕、整備の重点、管理費削減の取組など、管理運営上の改善をどう進める予定でしょうか。

馬見丘陵公園に隣接する優位性も生かし、豆山の郷の機能の充実と発信を強めることが必

要です。施設の有効活用、文化財展示の設置なども検討し、発信力を高める必要があると思いますが、どうでしょうか。

大きな3つ目、佐味田地域での造成について伺います。

佐味田地区で大規模な造成工事が行われております。地域の環境と農業、安全を守る点で以下、質問します。

造成、土地を有効活用するために、目的や用途に合わせて区画や形を整えること、また、それが盛土であれば、どのような許可要件を満たして行われているのでしょうか。

境界、そしてまた盛土周辺で大きなコンクリートブロックが積み上げられておりますが、耐震性や安全上の基準は満たしているのでしょうか。

農地を埋めての造成であるが、面積の広さからも保水力の低下など懸念はないのでしょうか。

大きな4つ目、財政問題と森川町政の方向性について伺います。

公約した課題はどう取り組むのか明確にしてください。今回の施政方針でも述べられている部分もありますが、町長選挙に当たって有権者に公約した全体についてどうするのかを示す必要があるのではないのでしょうか。

財政健全化では、県との協定内容を含めどのように取り組むのか、健全化計画を見直すことはないのでしょうか。

以上、再質問は自席にて行います。

なお、再質問は3番目の事項から行いますので、よろしくお願いいたします。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

私に対しては、豆山の郷の存続及び活用についてでございます。

私の総合福祉会館豆山の郷に対する考えは、馬見丘陵公園の緑道を挟み、馬見丘陵公園はもとより総合グラウンド、かがやきの森こども園が隣接しております。自然豊かな環境の中、老若男女を問わず町民や観光客が集う立地条件を生かした施設であると考えております。

私の思いとして、今後も総合福祉会館豆山の郷を継続運営していく考えに変わりはなく、議会議員の皆様や町民の皆様のご意見、様々な有効活用の実現性のありなしの確認、また、大規模改造整備事業の精査などを引き続き行い、本町の重要課題と位置づけて取り組んでまいりますので、今後とも皆様方のご協力のご理解を何とぞよろしくお願いいたします。

次の質問でございますけれども、財政問題と町政の方向性についての質問のうち、私の公

約した課題にどう取り組むかという部分について答弁をいたします。

私は、選挙公約や選挙公報では、選挙運動ビラで大きく6点の公約を掲げました。

まず、財政改革の一環として、就任後すぐに対応したものが私の給料と期末手当の30%削減と退職金の全額辞退でございます。これらは継続をしていきます。

次に、若者を河合町に呼び込むための施策として、小中学校の給食費の無償化と18歳までの子供の医療費の無償化です。学校給食の無償化については、令和5年9月から交付金を活用して半額補助を行っております。令和6年10月以降の実施については、国・県の動向も踏まえながら、完全無償化に向けた道筋を検討してまいります。子供の医療費の無償化については、まず、手続に関する保護者の負担軽減を図るべく、令和6年8月診療分から現物給付方式を導入いたします。全ての子供を対象とするべく、今後も継続的に無償化の検討を進めてまいります。

3点目に、交通網整備として掲げた政策として、循環バスの実現と通行しやすい道の整備です。循環バスについては、令和5年7月から、すな丸号利用向上検討会を設置いたしまして、住民の声を取り入れることで、さらなる利便性の向上を図れるよう継続して議論をしていただいております。

なお、令和6年度中に完成が見込まれるイオン跡地の商業施設や令和7年4月の公民館移転に伴い、拠点や運行ルートの整備も踏まえつつ地域交通の在り方を検討して進めていきます。

通行しやすい道の整備については、全ての町道を対象に路面の劣化状況を把握するための調査を令和6年度に予定しております。調査により得られた結果と自治会の意見を踏まえて、優先順位をつけて対応していきます。また、駅の段差解消についても、鉄道会社と粘り強く交渉をしていきたいと考えております。

いずれの公約においても財源が伴うものであり、厳しい財政状況にある町において、全てを同時に行うことは非常に難しいことではありますが、財政健全化を進めながら県や事業所にも働きかけ、交付金、補助金を最大限に活用して、若者と高齢者の方、また現役世代が共に楽しく暮らせる町をつくっていききたいと考えております。

以上です。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 私のほうからは、1番の防災・災害対策の充実について

の（１）大災害の予防的取組についての①日常的な堤防、河川の管理点検について、②土砂災害警戒区域及び大規模盛土造成区域の日常的な点検管理について、③城古・長楽地域に複合的機能（文化財展示・買物など）を持つ避難施設の設置についての３項目について回答させていただきます。

①大和川及び曾我川の河合町域の区間は、国土交通省大和川河川事務所が管理しております。河川パトロールを週２回、形状調査として点検を年２回実施しております。高田川につきましては、奈良県高田土木事務所が管理をしております。日々のパトロールに加えて、年２回の河川巡視業務を実施しているところでございます。

②土砂災害警戒区域については、奈良県が管理しております。土砂災害防災対策指針第２条第６項に基づき、５年ごとに区域内での変化の確認、抽出を行っているところでございます。大規模盛土造成地は、令和４年度に町内１２か所全ての調査を実施しております。調査結果は、１２か所で経過観察となっておりますので、道路パトロール等と併せて変状がないか観察していくこととなります。

③内水対策事業では、浸水被害の軽減に加え、浸水時刻を遅らせることで避難していただく時間をかせぐことが期待できます。当事業では、城古・長楽地域に避難施設を設置する計画はございません。

以上です。

続きまして、３番の佐味田地域の造成について、（１）造成盛土であればどのような許可要件を満たして行われているのか、（２）境界、盛土周辺で大きなブロックを積み上げているが、耐震性や安全上の基準は満たしているか、（３）農地を埋めての造成であるが、面積の広さから保水力の低下などの懸念はないかの３項目について回答させていただきます。

（１）当該造成工事が行われている土地は農地として取得されたものであり、農地を農地以外のものに造成を行う場合は、県知事の許可が必要という転用規制を受けます。農地に土砂を搬入して改良を行うなど、農地造成を目的とする場合は、農地以外のものにする行為には当たりませんが、県の定める一定規模、期間を超える場合は一時的に農地として利用することができなくなるため、農地法の一時転用許可を得る必要があります。農地法の定める一般基準として、転用の確実性が認められるか、周辺農地への被害防除措置が適切か、一時転用の場合、農地へ原状回復が確実と認められるかといった点を審査します。

（２）転用許可において、造成盛土について技術的基準は法定されていませんが、農地法の一般基準に照らして、適切に確認審査を行います。現状については、奈良県及び河合町が

当事者に対して確認中であります。

(3) 雨水等の保水力については、以前から雨水自然浸透であり、現在県との協議で示されている計画案でも同様の雨水自然浸透で提出されています。今後、転用許可においては周辺農地への被害防除措置が適切かどうかについて審査を行います。この点から、奈良県及び河合町が共同して適切に確認してまいります。

私のほうからは以上でございます。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 私のほうからは、1点目、防災・災害対策の充実についての(2)番、各種計画の策定準備状況はどうか、(3)番、全世帯、住民を対象とした情報伝達機能の充実についてお答えをさせていただきます。

まず、計画のほうでございますが、地区防災計画の策定につきましては、浸水想定区域内に位置する大字・自治会より着手をし、全21大字・自治会のうち薬井、市場、長楽、高塚台、城内、大輪田、中山台、泉台の8大字・自治会が既に策定をしております。今後につきましては、昨年5月に設立いたしました河合町防災ネットワークの皆様と共に、残る大字・自治会へ地区防災計画策定の重要性を訴えとともに策定のアドバイスをを行い、実現に向けサポートをしていただく予定となっております。

次に、避難行動要支援者対象基準とその登録の状況なんですが、災害対策基本法に基づき地域防災計画に定めてございまして、避難行動要支援者名簿掲載者につきましては、75歳以上の独居の方1,262名、また75歳以上のみの世帯1,357名、要介護認定3から5の方が380名、身体障害1・2級の方が364名、精神障害1級の方が26名、療育A判定の方が67名、合計3,456名となっております。災害対策基本法に基づき、有事の際に各大字・自治会へ名簿の提供を行い、地域での支援を求めている状況でございます。

引き続き平時から避難行動要支援者名簿を共有できるよう、名簿掲載者の同意を得る作業を進めてまいりたいと考えております。現在は、浸水想定区域内の要支援者から、平時の名簿の提供に向け働きかけを行っているところでございます。

次に、個別避難計画でございますが、これにつきましては、未策定になってございます。令和3年度からおおむね5年程度が目標年次として示されておりますので、早急に取り組みたいと考えております。

個別避難計画策定の課題につきましては、避難行動要支援者名簿の平時の共有と同様に、

支援を必要とされる方の同意が必要となることです。この同意をいただかないと、個別避難計画作成に当たりまして支援者を選定することができません。また、任意団体への情報提供に伴い、守秘義務の観点から協定書を交わす必要もあると考えておりますので、早急に取り組まなければいけないという認識はあるものの相当な時間を要することは否めないのが現状でございます。

次に、独自条例についてでございますが、これにつきましては、メリットやデメリットも踏まえて慎重に対応していかなければならないと考えております。現段階では、独自条例については考えてございません。

続きまして、全世帯住民を対象とした情報伝達機能の充実の中で、メール、電話、ファクスなどの登録状況についてでございますが、メールのみの方が28名増加してございます。28名の増加があったという認識をしていただきたいと思います。

次に、戸別受信機での対応でございますが、こちらのほうは何回か繰り返し申しておりますが、総務省が戸別受信機の低廉化を目指し、各メーカーの戸別受信機を統一するために平成29年から実験を進めているところですが、現在もまだ検討中となっております。戸別受信機の代替情報伝達手段としてメール、登録電話、ファクスでの情報提供を行っております。

情報伝達の機能強化につきましては、災害時における情報伝達を確実にするため、聞き逃した場合やもう一度お聞きになりたい方向けに専用電話を再度お聞きいただくシステムも用意し、フリーダイヤル化を図り、住民への負担軽減にも取り組んでおるところでございます。

また、NTTとの連携により、災害時に使用できる避難所特設公衆電話につきましても、長楽、市場に設置しております。登録者を増やすために、引き続き登録説明会の開催にも取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

私からは以上です。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） 私のほうからは、坂本博道議員2つ目のご質問、豆山の郷の存続と活用についてお答えさせていただきます。

総合福祉会館豆山の郷における施設の修繕につきましては、利用者やボランティアの方々が利用される際に支障をきたさぬよう心がけ、修繕箇所には優先順位をつけ、予算の範囲内で実施しております。整備の重点につきましては、開設から23年経過した豆山の郷を継続運営するには、まず、空調設備の改良が必要であり、それ以外についても改良や修繕する箇所が

あるため、令和２年度に策定された中期保全計画をベースに建築、電気、空調、衛生の整備項目に振り分け、５か年の大規模改造整備事業として予算要求し、検討、協議を行いました。令和６年度は見送る結果となりました。

空調設備、冷暖房切替えの際、不具合が生じる可能性があるため、大規模改造整備事業の代替案として、超大型冷風機３台分の予算計上をいたしました。

管理費削減につきましては、令和５年度から職員一同で施設周辺の環境整備を行っており、議会議員を含めボランティア活動をしていただく人が少しずつ増え、本来経費がかかる遊具や散歩道の修繕、樹木やブルーベリー、ハッサクなどの果樹の剪定なども行っていただき、現在、冒険の森看板設置の準備に取り組んでいるところでございます。予算にこだわらず行動したことにより、訪問者からは施設周辺が整備され、来年度以降も活用したいなどのうれしいお言葉もいただいております。

また、一つの案として、整理整頓した館内各部屋の空き室や現在使用料を頂いていない部屋につきましても、令和７年度以降、河合町総合福祉会館設置条例を見直し、使用料改定を行いたいと考えております。

立地性を生かし、総合福祉会館豆山の郷の機能の充実や施設の有効活用を図り、発信力を高めることは、坂本議員おっしゃるとおりで本当に重要なことだと認識しております。２月初旬に奈良県の担当課を訪問し、二十数件の利活用案を持って質疑をさせていただきました。その中には、議員のご意見同様、文化財、展示室の設置や馬見丘陵公園隣接を有効的に生かし、奈良県とコラボした事業展開も含まれております。実現可能な利活用もあれば、実現が厳しい利活用案もありました。

今後は町として具体的に計画を立て、奈良県と意見交換を行い、豆山の郷の魅力を高めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 総務部長。

○総務部長（上村卓也） 私からは大きな４番、財政問題と森川町政の方向性についてというところの２つ目、財政健全化の取組について答弁させていただきます。

財政健全化の取組につきましては、財政健全化計画をベースに県との協定内容を含めて様々な方策について議論、検討していくことになります。計画の見直しにつきましては、検討の中で変更が必要となれば、適宜見直していくことになります。

私からは以上でございます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、先ほど言いましたように、3番目の佐味田地域の造成についてから再質問させていただきます。

一つ現状認識なんですけれども、確かにこの盛土工事のほうは、現在中断していると思います。それは、なぜそうなっているのでしょうか、このままやれば、違法行為になるという認識の下で止まっているのでしょうか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

工事が中止しているのは、行為者が農地造成をするということで県のほうに申請の手続をしている関係で、今工事のほうは中止となっております。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今言われていましたように、一応ここは農地造成として進めようとされているということなんですけれども、先ほど部長の答弁にもありましたが、一時転用という形での手続になるかと思うんですけれども、先ほどもありましたが、一時転用ということであれば将来的には原状復帰させること、そのことも条件になるということになると思います。が、それでよろしいですか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） そのとおりでございます。農地造成ということになりますので、いずれは農地として使われるというようにお伺いしております。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ですからその件については、今後の推移をまた見る必要があると思うんですけれども、ただ一方、先ほど言いましたが、一つ安全上の問題に対して、あのエリアだけでなく、ずっと造成については擁壁と思われるようなコンクリートブロック、一辺1メートルぐらいのものを積み上げる、中には5メートルから6メートルくらいになる部分もある

ように思います。そういう点で、普通の造成であれば当然安全基準とか、擁壁についてはあるわけですが、これには、先ほどあったように農地造成としては規制する手だてがないということではあります。先ほどの今後について、農地法の範囲内でどのようにこれについては、こういうことについてチェックをしようとしているのか、もう一度確認したいと思います。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） こちらに関しましては。被害防除措置という計画書があります。その中には、ブロックを積む場合には安全性基準を示すということになっておりますので、現在積まれているブロックに関しては、是正の指導措置の対象となっておりますので、行為者のほうで処理されるというように考えております。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 盛土ということになります。かなり大規模な盛土で、対象区域は1万平米を超えているというふうに思いますが、そういう点からいくと、例の静岡の盛土崩壊を契機として、昨年5月から宅地造成及び特定盛土等規制法、いわゆる盛土規制法が施行されて、この対象が、土地の用途が宅地、農地、森林にかかわらず危険な盛土全て、全国で包括的に規制するとなっていますけれども、今の盛土なんかも、この対象になっていくというふうに考えられますか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 今、是正指導を行っております。農地造成ということで指導をさせていただいております。今後、盛土規制法が施行された場合には、坂本議員が言われているように森林、農地のほうも対象となりますが、今回の場合に関しては農地造成ということになっておりますので、盛土規制の対象にはならないということになります。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 規制法はもう既に去年5月から施行はされております。ただ、確かに規制区域を設定して、その範囲であればということで、まだこれできていないのかどうか、一応2年間の経過措置もあるみたいですが、そういう点では今がこの基準に合致しない、も

し合致するのであれば、そちらのほうから安全基準なども適用されるというふうになるのではないかと思うんですが、そのあたりはどう考えたらいいですか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 今、是正指導の中で、その辺も含めて指導のほうはさせていただいております。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、あの地域でまだ引き続き盛土をされるとすると、その下側には一定民家もあるような状況です。そういう点でいくと、その辺のことについて、やはりきちっと対処する必要があるのではないかと思います。

同時に、既に上部のほうは農地転用が行われて、これまでも資材置場として盛土等もやられておるわけですが、その一部が昨年6月の大雨の際に一部崩れて、その下の細池というんですか、そこへ流入するというような事態が行っていると聞いておるんですが、そういう事態は確認されておられますか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 奈良県、河合町、現場で確認をさせていただきまして、この防除措置、是正指導の中にも含まれております。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういう点では、大変大きな盛土でもあります。そういう点で、やはり安全上の問題を含めて、今既に起こっていることも含めて、きちっと対応しながら適切に進めていくことが一層重要だと思っております。

その上で、まだ決定ではないので一般例になるかもしれませんが、将来、この許可を得てされたとしても、農地法の農業生産基盤である農地を農地以外のものに使うことを規制して、耕作者の地位の安定や農業生産の増大を図るという、この本来の目的から見たときに、転用違反になるような事例がもし起これば、これは農地法51条を適用して、例えば原状復帰も含めた命令等ができるというふうになる可能性はありますか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 現在、是正指導に従わない場合は、議員おっしゃられたとおり、そのような方向に進めていくと考えております。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ですから、ただ是正しても受け入れられて、一定の農地として使うことも含めた申請もされたりして進められたとしても、これはまだ実例は分かりませんから一般例になりますけれども、それにもし違反しているというふうなことがあれば、これは、管理者は多分県になると思いますが、そこを含めた対応もせざるを得なくなるということは、一般例としてはあると考えておったらいいですか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 指導に従わない場合どうするかということだと思いますけれども、是正指導に従わないなど悪質な場合には、行為の停止や原状回復等を書面により勧告し、その後、是正状況を含めて、原状回復命令等の行政処分を検討するということになります。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういうことについてはこれからも重視していただきたいんですが、ただ、もしそういう形で転用に関して違反だというようなことになったとしても、売った方々にとってみれば農地として売ったということになりますから、そういう点で遡って契約そのものが無効になるということはないと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 農地の売買につきましては個人同士の売買になりますので、無効になることはございません。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） それでは、最後にちょっと町長のほうにも現状認識を理解してもらいながら伺っておりますが、今回の施政方針でも農業を重視するという姿勢も示されております。

そういう点では、今後、明白な違法でなくても、例えば周辺住民等への迷惑、影響なども含めて、町として地域の環境、農業を守る立場で、住民の声に耳をしっかりと傾けながら必要な対応を取っていただきたいと思います。それについてはどう思われますか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員の質問にお答えいたします。

当該造成工事が行われている土地は農地として取得されたものであり、農地を農地以外のものにする、そのような造成を行う場合は県知事の許可が必要であるという転用性を受けております。農地に土砂を搬入して改良を行うなど農地造成を目的とする場合は、農地以外のものにする行為には当たりませんが、県の定める一定規模、期間を超える場合は、一時的に農地として利用することができなくなるため、農地法の一時転用許可を得る必要があります。農地法の定める一般基準として、農地転用確実性が認められるか、また、周辺農地への被害状況措置が適切か、また、一時転用の場合は農地への原状回復が確実と認められるかといった点を審査しております。それ以外に、転用において造成盛土について技術的基準は法定されていませんが、農地法の基準、また一般基準に照らし、適切に確認、審査を行い、現状については奈良県及び河合町が当事者に対して確認中であり、対応をしております。

雨水時の保水力については、以前から雨水自然浸透であり、現在、県との協議の中で示されている計画案でも、同様の雨水自然浸透で提出されています。今後、転用許可については、周辺農地への被害予防措置が適切かどうかについて審査を行います。この点から、奈良県及び河合町は、協力して適切に確認をまいります。

以上です。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ぜひお願いしたいと思います。

同時に農地法そのものに関わることでなくても、現在もほこりであったりとか、また騒音であったりとか、関連するような周辺への環境影響とかも含めてある場合、これはやはり住民の皆さんしっかりと耳を傾けて、町としても対応していただきたいと思います。

では、引き続きまして再質問1番目に戻ります。防災・災害対策の関係です。

今回提起しておりますのは、当然通常の対策を今後引き続き強めんといかんと思うんですが、大規模な災害ということに対しては、やはり想定しつつやる必要があると思っております。

ます。そういう点で、ハザードマップで赤くなるような、5メートル以上とか、中には3メートル、5メートルというのがありますが、そういうことが起こるといのは、大体どういう事態を想定した内容になっているのでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） ただいま総合防災マップというのを全戸配布させていただいております。その中の雨の降雨条件でございますが、12時間総雨量が316ミリのときの大雨を想定した結果となっておりまして、そのときに浸水深、それぞれ0.5メートル未満、0.5メートルから3.0メートル未満、3.0メートルから5.0メートル未満、5.0メートルから10メートル未満という4段階で図示したものが、この地図でございます。この地図をしっかりと念頭に置いていただきまして、できるだけ早い段階で避難をしていただくというきっかけづくりにしておるのが、この総合防災マップでございます。

以上です。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 確かに災害想定というのは大事だと思うんですが、先ほどありましたように、今のハザードマップ上は総雨量の関係そうなっています。いわゆる1,000年に一度の雨ということで、今つくられるように国のほうからもなっているかと思います。

ただ、この中には、マップにも書いておるように氾濫内水とか氾濫等は考慮していないとなっております。いわゆる大和川もしくは曾我川から越流をして流入する場合、それで一番怖いのは熊本の球磨川も含めてですが、越流して、外側の堤防が削られて決壊するという最悪のこともやはり想定される可能性はあります。

そういう点から、ぜひ川の周辺につきまして日常的な点検管理が必要だと思いますが、2015年に曾我川、大和川の堤防の補強工事が行われましたが、その際、5月ぐらいに曾我川の東岸で、長楽エリアのところで50メートルくらいの亀裂が見つかって、それに対して対策したようなこともあったと思いますが、その件は今どうなっているのでしょうか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 議員ご質問の件に関しましては、奈良県が実施済みという事になっております。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 確かに一時期は伸びたり縮んだり、測るためのくい何かを打っておいて、何か見ていたように思います。そういう点では、こういう取組をぜひ継続していく必要があると思います。

それと盛土のほうも、これもハザードマップのほうで盛土の警戒地域とありますが、ただそれだけでなく、雨が降ったときにきちっと水が出されているか等も含めて、日常的に注意をしておくということが大規模地震のときの液状化等についてはやはり非常に大事だと思うので、河合町にはやはりかなりあちこちありますので、そういうことに対して、管理は県ですけれども、町としても必要に応じて点検するとか、または大雨のときにチェックをしておくとか、そういうことはなされていないでしょうか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 町は台風など豪雨時に河川や土砂災害警戒区域、道路などに形状がないか巡視をしております。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ぜひ今後の地区防災計画の策定に当たっても、地域の危険性認識という点では、こういうことも含めてやはり必要だと思いますので、ぜひそういう情報提供及び監視は続けていただきたいと思います。

その上で、不毛田川の遊水地とも絡んでなんですが、確かに一番大雨で危険性があるのはあのエリアと、それから大輪田のほうのエリア、それから薬井のほうになるかと思います。そういう点で具体的な対策がとられているのは川合エリアの調整池ということになります。

しかし、改めて鑑みたときに、やはり命を守るということを一番の目的として対策を考えた場合、今回の遊水地そのものは、具体的にあそこがそういう雨で浸かった場合も、現状としては既に高台に避難をするような形になっていると思います。あそこが全体埋まっても、市場の辺りについては、上までいくとぎりぎりですけれどもない。ただ廣瀬神社は守るということには、まだ遅らせるということになると思います。シミュレーションでは廣瀬神社が浸水するのを4時間ほど遅らせるというふうな効果があるというふうに、これは113ミリメートル、10時間、10年に一度の降雨のシミュレーションとしてやられているみたいなんです。

が、そういうことではありますが、ただし特に心配しているのは長楽エリアのほうの効果というのがあり、2時間程度遅れるとなりながらも、出せないんじゃないかという認識があります。

平成29年の大雨の際には、長楽から西に向いて出る、不毛田川を超える道はほとんど冠水しております。このときはほとんど全員避難されておりましたけれども、そういう点では、あそこが場合によっては孤立する危険性があるのではないかと思います、そういう想定としての認識はないでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） この総合防災マップを見ますと、長楽エリア浸水区域にほとんど入っております。そういったことから、我々としては早い段階に、明るい時間のうちに避難を開始いただくということをしっかりと伝えてまいりたい、それを念頭に対応していきたい。できるだけ空振りを恐れない、空振りじゃなくて素振りだと考えていく、そういう思想で行動していきたいなというふうに思っております。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 確かにそういうことなんですが、しかし実際平成29年のときは、初めて町として避難指示を出したということもあって、かなり多くが避難されました。しかし、結果的には大事に至らなかった。こういうこともあるために、その後なかなか次といっても、まあええんじゃないかみたいな機運が、やはりどうしてもあるということと、ここの高齢化率はもう本当に50%を超えていますので、そういう点では移動するというのが大変厳しい。ですから、前回のときも不毛田川が渡れなくなると、結局堤防のほうへ出て、曾我川のほうから回って大きい道で車で行く。要は危険な方向へ移っていくというようなことに現実はなりかねない。ですから、そういう点からいくと、あの地域にやはり一定早く移れる場所、避難する場所をつくるということも、1つは命を守るという点では実効性としては非常に高いんじゃないかと思って、今回そういうことも検討してはどうかということを言っているわけなんですが、そういう点についてはどうでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 新しい施設といいましても、なかなか浸水エリアもしくはその周辺

に建設するというのは、なかなか考えにくいのかなというふうには思っております。やはり先ほど申しましたように、早い段階の明るいうちの避難というのを訴えていく。そして、そのためには、やはりマンパワーが一番重要ではないかなと思っております。それを実行するためには、個別避難計画を早期につくっていった、避難をサポートする人を増やしていく、これが一番重要ではないかなと考えております。

ということで、個別避難計画につきましては、長楽も含めました浸水区域のところから着手をしてまいりたいと考えております。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 基本的にはそれはベースやと思います。ただ、孤立しかねない状況というのは、実は十分認識がないんじゃないかなと思ったりしています。そういう点では、そこをやはりカバーすることも含めて、当然浸水エリアにそういうものをつくれとはいいませんけれども、やや高台の辺り、あの地域にもありますので、そこはやはり今後とも検討してはどうかということをぜひ訴えていきたいと思います。

その上で、個別計画のほうも確かに進める必要があります。そういう点でネックになっているのがやはり個人情報の問題というふうになります。ですから、その辺では、先ほど同意ということですが、全国的にも苦勞されていますけれども、一定この件について、だからクリアするために、これまでの町としての個人情報保護条例が廃止されて、国の個人情報保護法に一本化されたということも含めて柔軟な対応ができないという要因にもなっていますが、ただ全国的には逆に、そのために町としての独自の、例えば自治体の条例をつくって対応しようというところも出てきていますので、これはやはり必要ではないかと思うんですが、どうでしょう。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 条例化でございますが、総務省、令和5年6月30日の発表では、条例に特別の定めがある団体は、全国の1,741団体のうちの160団体、9.2%というところで、我々としては、まだかなり低いのかなという認識を持っております。

やはり課題としましては、制度の理解がなかなか進まない、そして住民による反対が生じたという事例がございます。そういうところを説明に行かないといけない、説明するのであれば、同意を求めにいったほうが理解が得やすいのではないかと、というところで、我々として

は、条例化というのは今現在は考えておらないという状況でございます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ただ、これを本当に詰めようと思ったら、確かに同意ということが一定のベースになるかもしれませんが、それだけではいけないので根拠を持たせるということで、そういう意味で町としての条例を、言わば土台として平時に共有できるような仕組みをつくらうということ、一步踏み出さないとなかなか進まないのではないかと思います。

ですから、そういう点ではこのところはぜひ検討という形で考えていく必要があるのではないかと思いますので、ぜひそこはよろしくお願ひしたいと思います。

それについては町長どうですか、全体的にこの問題について認識は。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員にお答えいたします。

この元日にありました石川県の災害から、大変想像できない被害、また、木造建築とかが一番被害を被ったということで、本当に道路も分断されたり、また、どこに誰がおられるかというのが、正直石川県の災害を教訓として、本町としても、やはり住民の方がどこに住んでおられて、どういう状況なのかということも今後知る必要もあると思いますので、しっかりとまた検討をさせていただき、取り組んでまいりたいと思います。様々な個人情報の保護法もございますので、一概にこうやると、条例をやるというより、まず実態を調査させてもらうということで、ご理解いただければと思います。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 先ほどの情報伝達の件につきましては、去年に比べてメールが二十数件増えたということなんですが、結局全体として何人くらいの登録状況になっているのでしょうか。4つのことを全部含めてお願いします。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） メール、電話、ファクスで重複されている方もおりますが、総数としまして3,669名ということで、町の1月現在の人口、1万6,794人に対して21.8%でございます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これは前々から言っていますが、まず情報伝達というのが一番の第一歩として大事になります。ですから、この状況がなかなか改善しないというのは、やはり何としても変えていかんといけないのかなと思います。一番は、やはり戸別受信機という形が一番いいように思います。そういう点では、何かの急な補正予算を含めて出るような場合もありますので、一定準備はしておくということが必要ではないかと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋部長。

○企画部長（森嶋雅也） 戸別受信機につきましては、いろいろメリット、デメリットもございます。それにつきまして、近隣で戸別受信機を準備しているところもございますので、またその状況を確認した上で、検討を進めてまいりたいなと思います。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） よろしく願いいたします。

それでは次、2番目ということで豆山の郷の件について伺います。

1つは、町長のほうから、改めて継続運営の気持ちに変わりはないということを明言していただきましたので、そういう点では、それを土台にして、今後の言わば一定の管理運営であったり、修繕であったり、取組であたりをぜひ前進させていただきたいと思います。

その上で、ただしやはり使うからには一定当然それなりのレベルで使えるようにせんといかんと思うんですが、さっき当面の修繕のことで一番大きいのは空調なんですけれども、これについては先ほど言われておりました。ただ、先ほど既に出された保存計画をベースにということでしたが、これは保存計画として、一応できたという認識でよろしいんですか。1回こういうものが費用も含めてかかるというような案が出されたように思うんですけれども。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） ありがとうございます。中期保存計画は、令和2年度に策定されて、30年間の現状の施設機能の維持に要する将来の不動産保存コストを把握することを目的として策定されました。将来の修繕、改修、更新に係る費用や工事時期の目安となるという

位置づけで策定されております。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） たしかその頃、そういう位置づけであったと思うので、まだこれでというわけではないと思います。

そういう点では、改めて、あのときはかなり高く売れるなと思いましたが、今の時点で一定存続させようということであれば、そこら辺をもう一度しっかりと見直して、当然財政的な問題はありますが、そういうものに言わばしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） 先ほどの答弁でも述べさせていただきましたように、その中期保存計画をベースに、この5か年で最低限必要であるという費用を算出させていただいて予算に計上させていただきました。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ぜひここは一定腰を据えて、全体的な検討が要るかと思います。

ただ、当面の修繕ということで空調のことが大変大きいんですが、当面は簡易な形ということですが、今後検討が必要かと思いますが、同時に1階の研修室のドアが外れて、この間ずっとついたてを立てて、隠しながらやるような状況になっていて、一番メインになる場でもあります。そういう点では、あまりにもちょっと貧相と言ったら悪いですけども、あれは早く直したほうがいいんじゃないかと思うんですが、来年度予算とかには入っていないんでしょうか。

○福祉部次長（佐藤桂三） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三） ちょっと先ほど申しましたように、令和7年度の建築の項目としては上げさせていただいております。ただ本当にご利用いただいているご意見として受け止めて、今後の参考にさせていただきたいと思います。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道）　そういう点ではほかにもありますけれども、一応緊急で、やはり利用上、どうしても必要と思われるようなことについて、前にも言いましたが、例えば一定調整基金の1億円くらいを使って、必要なところはもう何ほか、ほかのところも含めて直すような手だても含めてやってみてもいいんじゃないか、有効活用として思ったりします。

同時に今後の生かし方については、ぜひ検討をお願いしたいと思います。とりわけ文化財の問題なども、やはり有効にという点では必要だと思うので。これは先ほどの答弁でいくと、県との話でも、そういう使い方をしてもオーケーだというふうにはなっているということでよろしいのでしょうか。

○福祉部次長（佐藤桂三）　はい、議長。

○議長（疋田俊文）　佐藤次長。

○福祉部次長（佐藤桂三）　ちょっとそこら辺が難しい部分がありまして、やはり用途変更というような位置づけをされますと、それなりの手続が必要になってきます。以前あった図書館等も含めましてそうなんですけれども、やはりいろいろな部分の中で、クリアしていかなければいけないというような問題は、課題は当然あります。

○6番（坂本博道）　はい、議長。

○議長（疋田俊文）　坂本議員。

○6番（坂本博道）　ぜひこの分野につきましても生かすということも含めて、一つの魅力発信になるようなこととしてなるように、ぜひお願いしたいと思います。

それでは、最後に4点目の件について質問させていただきます。

1つは、町長のところで公約した課題にどう取り組むかということなんですけれども、この間、いろいろ今回の施政方針とか、また予算の中でも一定出されてきていると思います。しかし、有権者の方から見たら、やはり広報やビラで書かれておられたことを公約というふうに認識して、言わばご支持された方も多かったかとは思いますが。そういう点では、在り方として、それぞれについてどう進めようとしているのか、どうなっているんだという思いを持たれることについて、やはり答える必要があるんじゃないかと思います。

確かに先ほど重点という形で、広報について書いておられたことは6点ほどあるんだと言われましたが、しかし全体のビラやら何やら見ても、やりますと書いてある中には、基本的にはしがらみを断ち切るというメインのことだったり、それから企業立地課の設置であったりとか、また財政債権が終了するまで町三役の歳費30%、期末手当30%削減するとか、そういうふうな項目などを含めて、やはり10項目以上あったように思います。

そういう点では、そういうことについては、例えばどうなっているんやと思われる方もおられるので、聞きたいのは、町長として、施策として具体化している部分は分かりますが、言わば政治家として公約したものについて、これについてはこうするとか、こうなるとかということを一一定知らせる必要があるかなではないかなと。これはだから政治家としていえば後援会ニュースであつたり何かかもしれませんけれども、やはりそういうことも含めて、町長は何を、あれについてはどうなっているんだということに答えていく必要があると思うんですが、そういうことをやってはどうかということについてはどうでしょうか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 坂本議員にご質問にお答えいたします。

ちょっと私も、三役の歳費の削減というのは、ちょっと言うたかなというのは思っていたんですけれども、ちょっとまた調べてお話しさせていただきます。

それと、やはり自分の公約、選挙のときに選挙ビラ、また広報を通じて様々な話をさせてもらいました。まず、先ほどもお答えしたように自分の歳費からまず始めさせていただき、それをまず様々な対応、今後の形づくりとして出していきたいと考えております。

ただ、町広報紙とかを通じて出すのはいかななものかなと思いつつ、まず自分の後援会の新聞なりで、広報で出していくかというように今後考えてまいりたいと思いますし、今、企業誘致にしても、今日言って明日にできるものではございません。今、県とも協議をさせていただいて、近隣でまず企業誘致を進められている町が川西町、また広陵町もやっております。本町としても企業誘致をできるような、まず地域の限定、また企業を迎え入れられるような用地を確保しなければならないと考えています。これから始めてまいりたいと思いますし、地元の説明も必要だと考えております。

企業誘致については一步一步、その実現に向けて頑張つてまいりたいと思っておりますし、今ご質問をしていただいた部分で、まず企業誘致にしろ学校給食の無償化にしろ、国のほうもその方向性で今検討もされておりますし、県のほうも検討されているということで、これも財政が豊富であれば、本当にこの令和6年度からでも無償化にしたいと思いましたがけれども、なかなかそういう財政の厳しい中、まず実現というのはすぐにはできない。けれども、最終的に頑張つてやっていきたいなと思っております。

これからそういう形で、広報も今までの形がどこまで実現しているのかということをしつかりとお知らせするように努力をいたします。

以上です。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 三役云々というのは、このビラの中に書かれておりましたので追跡しました。ただ私言いたいのは、決してここに書かれている公約とかを共産党の議員として賛成しているというわけでない部分も幾つかあります。ただ政治の在り方として、公約したことについてどうするか、また、これは今はこうだということを含めて、言うことを一旦直々に返していくということも必要かと。

ですから、確かに町長とか町の公式の広報を使ってそれをやるというわけにはいかない部分もあるかとは思いますが、だからこそ違うやり方も含めて、でもやはりそういうものを見えるようにするというのは、在り方として必要ではないかということで指摘をしたところで、よろしくお願いします。

○議長（疋田俊文） 坂本議員、あと5分でまとめてください。

○6番（坂本博道） はい、分かりました。

財政問題について改めて伺います。さっき部長から一定の、前回と同様なことを言われておりました。ここでお伺いしたいのは、県との協定につきましては、いわゆる現在の財政健全化計画を基にして実質公債費比率、将来負担比率、経常収支比率で数値目標を設定されて、令和6年度の決算で評価をして令和7年度にその決算を設けて、言わば到達したかどうかを見て、それで副町長がそのまま残るのか残らないのかも含めて、なると思うんです。そうしたら令和6年度の予算及び今後の経済財政運営の中で、ここを出されたような数値目標を到達させようと思えば、それに対してどういうことを考えているかとか、そういうことを示す必要があるのではないかと。それは今度の予算の中で、もしくは全体の運営の中で成ると思います。そういうものがまだ見えないので、そういうことはできているかということをお伺いしたかったんですが。ですから、これについては副町長のほう、どういう状況でしょうか。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 坂本議員の質問にお答えします。

今回の令和6年度当初予算の編成に当たりましては、県との協定の数値というものをクリアできるように、そういう目標を基に予算編成をさせていただきました。あくまで予算ベースということではありまして、これは令和5年度の執行ですとか令和6年度の執行によっ

て大きく数字が変わるものではございますが、予算編成に当たっては、そういったものを念頭に編成させていただいたということをご報告させていただきます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） そういうことであれば、協定そのものは一定見通しをつけるということですから、ピークのところでそれを超えないような形でということなので、今年度、令和6年だけのことではないと思いますが、しかしそういう点から見たら、去年の12月に広報で財政健全化計画の見通しみたいなことで、やや見直しを出しました。例えばあれをベースにして、今年度の予算も含めてですが、あの数値はこういうふうに変わっていくような見通しを立てた予算だというようなこと、そういうものが分かるものをちょっと示す必要が、今度の予算委員会での議論にもなりますけれども、それを示してほしいと思うんですが、そういうものは出されますか。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 議員今お述べになられましたように、12月に公表している数字との変動というのは一定ご説明する必要があるかと存じます。ただ、一つ申し上げておきますと、12月に公表しているものというのは、国のほうで統一的な会計基準であります普通会計に基づくものでございまして、今回の一般会計と一概に、それを全く同列で比較できるものではないということを申し添えまして、何らかご説明できるようなものをまた用意させていただこうと思っております。

以上でございます。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） ですから当然12月の公表というのは、言わば途中ということになります。ただ、やはりあれを見て、どうなのかなと思った人も多いですし、我々もそう思いました。そういう点では、今予算ベースということですが、改めて今度の予算と、それから今一定起債等もある程度はつきりしてきているものもありますので、そういうことも含めて、あの表が予算ベースであるけれども、どういうふうに変わっていくことを目指した予算だということは示していただきたい。

逆に言えば、その中で住民生活に影響するようなこととか、いろいろサービスがどう変わ

るというようなことも出てくるかもしれないと思いますので、それに対して1点また意見も言えるという状況にさせていただきたいと思います。その点でいうと、あの一覧表というか、あれをベースにして、予算ベースとしてこういうふうなものを目指していくというものは出させていただきますか。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 何がしかの形でご報告は必ずさせていただこうと思います。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 坂本議員。

○6番（坂本博道） よろしくをお願いします。

ただそうすると、本当は全体として健全化計画そのものも一定見直すべきところがあったら見直すという形にして提示しないと、全体の整合性が合わなくなる部分もあると思います。そういう点では、そういうこともやはり視野に入れて取り組んでいく必要があるんじゃないかということを述べたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（疋田俊文） これにて坂本博道議員の質問を終結いたします。

ちょっと暫時休憩、50分に再開します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（疋田俊文） 再開します。

◇ 岡 田 康 則

○議長（疋田俊文） 7番目に、岡田康則議員、登壇の上、質問願います。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

(1 1 番 岡田康則 登壇)

○ 1 1 番 (岡田康則) それでは、11番の岡田康則が一般質問をいたします。

毎回、教育の河合、安心・安全の河合とかを冠に質問をしておりますが、今議会では、町長の施政方針に観光を担当する課を新設と書かれています。昨日の議員の質問でも、歴史遺産の砂かけ祭、また馬見丘陵公園を中心とした県との連携とWEST NARAに参画などでした。今質問では、町で生誕された偉人の方、また町発展に尽力された方をたたえる資料室などがあればと思い、また町に来訪された方に河合町が広く理解されるかと思えます。

先日、町在住の非常に歴史に造詣が深い方にお話を聞いてまいりました。そのお話を少しご披露させていただきます。

まず、世界の武田製菓をつくられた創業者の武田長兵衛さん、長兵衛さんの名前は5代目まで続きましたですね。廣瀬郡薬井村に1750年に生まれておられます。また西山を開墾された山下松太郎さん、貝ボタン産業の振興に貢献されました吉田房吉さん、そして毎日走っております大和鉄道を建設された森本千吉さん、今の近鉄田原本線、そして、今現河合町役場が建っております前の豆山荘、これは昔の河合町の役場でもありました。今も残っております。

そういうふうに、まさに今の河合町発展に寄与された方々の功績をたたえる資料をまず収集して、皆さんにお知らせできる、そういう資料室、編さん室があれば町の観光の一步になるのではないかと思います。特に武田薬品は、創業者の武田長兵衛さん生誕の町でありますし、まずはアクションを起こすべきではなかったかなと思います。

お隣の町、安堵町では、安堵町の偉人として陶芸家の富本憲吉さんがおられます。それをたたえる看板が斑鳩町、富雄川、JR踏切を超えたところに大きくあります。また生家も、うぶすなの郷ということで観光施策でも営業もされております。

河合町の今に尽力された方々の資料室、編さん室などをまず設けたらいかがでしょうか。

また、2番目なんですけれども、令和6年4月に旧三小に移設する町立体育館、防災備蓄倉庫、また令和7年度移設予定の中央公民館を総合的な名称にできませんかということで、過去にも一般質問いたしました。また、企業タイアップのネーミングライツをして、少しでも財政運営に寄与できるのではないかと投げかけてもおります。

たしか今、工事前で当時は早過ぎたかと思いますが、機は熟してきたのかなと、担当課もじっくり考えてくださったのかとも思っております。今議会では何か前向きなお考えを聞かせてくださればいいかなと思っております。

私の稚拙な私案でございますが、公募か町、またこの理事者の皆様方の公募、それと町に縁のある企業などにお声がけをして旧三小をと、いつも旧三小なんですけれども、もう呼ばずに何か企業様か、また住民が命名したネーミングで河合町の総合的施設が奈良県に浸透するかなと思います。

また、冒頭も出ました世界的企業の武田薬品がございます。ネーミングライツに協賛していただければ、法隆寺の町の河合町ですねんと言わなくも、武田長兵衛さん、武田製薬をつくられた方の町、河合町ですで通るかと思います。西大和学園の町でもあります。歴史のことですので安易に語ることはできませんが、町にはすばらしい、またこの前お話を伺いましたら薬学の歴史学者の先生もおられます。資料室創設には心強いですので、この方のお話とかでそういうふうなことができれば、第一歩になるかなと思います。

再質問は自席にて行います。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小槻次長。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） それでは、第1問目の質問の町で生誕された方の記念館については私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、今議員が名前を出されました4名の方につきましては、町といたしましてもかねてより注目しており、この方たちを研究されている町内在住の方とも連携して、顕彰方法というものを模索はしていたところでございます。その中で、ほかにも河合町で生誕された偉人あるいはまた町発展に尽力された方は、様々な分野で活躍されていた方がいらっしゃると思います。

そういった方々を顕彰することは、町にとっても誇りにもなり、また町の将来を担っていく若者にとっても目標となるという効果があると考えます。また、河合町を訪れる町外の人にとっても、河合町の魅力の一つとして認識を新たにしてもらえる、そういった効果もあるというふうに考えています。

他の市町村でも、例えば偉人ゆかりの場所に案内板やモニュメントを設置しているところもあります。あるいは公共施設内に複数のゆかりの偉人を紹介するパネルを設置しているところもあります。そういったところを参考に、まずは比較的容易に実現可能なパネル展示というところの方法で顕彰していくことから検討を初めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○ファシリティマネジメント推進室長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島室長。

○ファシリティマネジメント推進室長（中島照仁） 2つ目、旧三小に移設する施設、町立体育館、中央公民館、防災備蓄倉庫の総称のネーミングライツについてのご質問につきまして、令和2年12月議会と同様、私よりお答えさせていただきます。

令和2年12月議会におきまして、施設に企業名を付与することで公共イメージが損なわれるおそれがあることや一定期間で施設名称が変わる可能性もあることから、慎重に検討する必要があるとの答弁をいたしました。

全国的にもネーミングライツ事業を実施している自治体は多く、中には応募者がいないといった事例もあるようですが、町といたしましては、収益により安定的な施設の運営などが期待できる取組に一步踏み込むことが重要であると認識しております。

なお、本事業を実施することにつきましては、旧第三小学校の利活用事業だけに限らないこと、また、利用者や地域住民に理解を得ることも重要な要素となることから、それらも踏まえ、町としての実施に関する方針を速やかに決定し、その上で必要となる手続を進めてまいりたいと考えております。

私からは以上となります。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○11番（岡田康則） まず、偉人の方のいうところでお話しさせていただきます。

本当にたくさん、今私言いました4人の方以外にウィキペディアを見ますと、町出身者としてサッカー選手の西嶋弘之さん、それから中日で活躍された牛島和彦さん、河合町でお生まれになったということで。それから、プロレスラー、アマチュアだと思います。ジンジャー廣瀬選手、お近くに今ちょっと身内の方おられるかもしれませんが、それと東北楽天の黒川選手、そういうところで、ウィキペディアでは馬見丘陵、廣瀬大社、この廣瀬大社と出ております。長林寺、佐味田宝塚古墳、大塚山古墳、ナガレ山古墳、催事として砂かけ祭。この中に、私が先ほど言いました4名の方は出てきていないんですよね。これがね、やはり、そういうふうな町のほうで広くやっていただければ、こういう偉人もまた出てくるのかな。そしてまた皆さんに知っていただけるのかなということで、また武田薬品で調べますと、武田長兵衛さんということで、5代目まで長兵衛さんという名前を出ていたということも、今も詳しく出ております。これはウィキペディアのことですので、私の案じゃないです

けどもね。そんな形で、それと、今、次長おっしゃっていただきましたそういうことをまず初めの一步でやっていくんも、やはり武田長兵衛さん、薬もまだその流れをくむ方もおられますし、武田薬品というところで大きな会社、世界的企業でありますので、勝手にするわけにいきませんし、それは、まずは、どちらにもお伺いを立てないかんし、それから、あとの3名の方にも、やはりお伺いを立てていかないといけないと思いますし、なかなか口では、資料集めてご披露してしたら、どうですかというようなことにはいかないと思うんですけど、でも、今までこういうことがなかったのかなと思ったりもしますし、逆に、ちょっとこの理事者、企画部長さんにちょっとお尋ねするんですけども、この理事者の中で、こういうふうな偉人がおられるということで、町でこんなことをしていけないとあかんのとちやうかというようなことはあったんでしょうけど、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） 議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 偉人をどうにかまちづくりに活用できないかということでございますが、かねてより企業版ふるさと納税の売り込み先ということで、我々、武田長兵衛さんと森本千吉さんが創業者である森本組さんに注目をしておりました。

森本組さんが昨年、原点回帰をしたいんだということで、役場庁舎前にあります豆山荘を利活用することに協力したいという申出がございました。一方、畿央大学も包括連携協定で豆山荘を研究したいということで研究が始まっております。町を含めた三者の思惑が今一致してございます。利活用の検討が進んでおりまして、将来的に観光・文化・歴史資源となる可能性を秘めているなというふうに認識しておるところです。次、武田長兵衛さんにつきましては、武田薬品工業に今後、何らかのアプローチが必要だなというふうには感じております。

まちづくりの観点から偉人としてPRするだけではなくて、それを縁として産業創造、企業誘致、それによって職住近接のまちづくりにつながればというふうに考えておるところです。

そして、もう一点、今、観光面で止利仏師、ご存じでしょうか。仏像の彫刻師なんですけども、そちらについても取り上げたいなと模索しております。かねてより交流のありました飛騨市の河合町に生まれて、法隆寺の釈迦三尊像の作者として有名でございます。その止利仏師作の十一面観音が長林寺にあるということから、その辺の縁で、昨年、飛騨市から河合町に視察に来られました。そういうちっちゃな芽をこれから育てていきたいなというふうに

考えているところでございます。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 初耳で、本当に興味深いお話を聞かせていただきました。

本当に今、部長おっしゃったように、なかなかアプローチをかけていくの難しいかなとも思います、その武田薬品工業に関しましては。

ただただ、でも、その森本組さんは非常に友好的な何か返答、そしてまた今残っている旧庁舎を利活用していきたいという話。これは大いに進めてるべきじゃないかな。そしてまた、観光課をするんやと言うている森川町長にとっても非常にプラスじゃないかな。今は、本当、ネタというたらおかしいんですけど、河合町を売るネタ、ちょっともうけに行く、そういう言い方したらいかんですね。利益に寄与できるようなネタというたら、たくさんあるのかなと思います。これはもう理事者の皆さんの、ちょっと小さなことでも、やはり町長に進言していただいて、こうやっていければ、いいものができていく、本当にもう何もない小さなところから広がっていきますし、広く町民にも広報できていくんじゃないかなと思いますんで、武田長兵衛さんのことなんて、なんてじゃなく、武田長兵衛さんのことを知らない方たくさんおられるかなとも思います。私自身伊丹で生まれまして、武田食品がありました。そして、もう皆さん懐かしいかもしれません。プラッシー、ジュースですね。それから、塩、タケシオというのがあって、そういうなんも私ら使ったり飲んだりしていましたので、そして、こちらのほうに、こうして河合の町に住まわせていただいて、そして武田長兵衛さん輩出した町ということで何か親しみは昔から感じておりました。そして、先ほど教育次長のほうからお話ありましたその先生とお話しする機会がありまして、ええ、何でこういうことがこの町でできてなかったんやろかなとか思ったりもしております。そして、この先生に町民に知っていただくように町民大学で先生していただいて、こういうふうな成り立ちですよというように、私一人その先生のお話を聞かせていただきましたけれども、1人で聞くにはもったいなと思いました。本当にもういろんなことまで、奈良県は薬の県なんやと。ロート製薬、それから笹岡薬品、そういうふうな、あと、ありますフジサワ薬品、アステラス製薬ですかね、今の。そういうふうな創業の方も奈良県からやはり出ておるんです、奈良県宇陀のほうから出ておられますし、そういうことで、奈良県、薬の県、その中で河合町が武田薬品の武田長兵衛さんを輩出した町ということで、そういう大きく、本当に、今、企画部長おっしゃいましたけれども、アプローチかけていくの、非常にどこからかけていったらいいのか、

非常にメンタルな部分もあるかと思います。

ですから、そこら辺で、これはもう先ほど冒頭で言いましたように、歴史のことですので、間違ったことも言えませんので、そこは慎重にやっていかないかなと思いますねんけども、今言いましたように、町民大学でその先生にそういう開講していただくというようなことはいかかですか。次長、どう思われますか。

○議長（疋田俊文） 小槻次長。

○教育委員会事務局次長（小槻公男） 今おっしゃっていただいたように、非常に薬学で活躍されている先生いらっしゃいますので、なかなか薬学そのもので難しい話になると大変かと思えますけども、本当に取りつきやすいところから話ししていただけるようなところも考えております。

それから、薬ということに関して言いましたら、武田長兵衛さん出られたところが薬井ですが、あそこには、弘法大師が彫った目の薬の井戸水、それが大体1400年前の話になりますが、それより100年ぐらい遡る1300年前ぐらいの奈良時代、ちょうど河合町とゆかりのある長屋王家木簡、平城宮のところに屋敷があった天武天皇の孫ですね、廣瀬大社を大きく祀った天武天皇の孫に当たる方の屋敷から出てきた木簡というものがあります。その中に片岡からハスとか、アザミ、桃、ジュンサイ、フキ、カブラ、そういったものを進上してる、要は出しているという、そういう木簡があります。その中で、特にアザミについては利尿作用のある生薬。桃については辟邪というんですか、古代から魔除けの象徴。ハスについては滋養強壮として、今でも東南アジアのほうではよく食べられたりもしております。ジュンサイについても多分薬効というか、健康食品としての効果があったんだろうと。そういったものを考えますと、薬井のあたり、古代に片岡と呼ばれたところに薬草園みたいなものがあったんじゃないかという推測も成り立ちます。

そうしますと、薬井という地名が起こってくるのも薬井の移動に、弘法大師と言われているよりも、さらに古い時期からそういう素地があったんじゃないか、そういったことを考えますと、まさしく奈良県というのは、薬の非常に古くからすばらしいところの薬狩りも大変行われたところでもありますけれども、そういったところの一つとして、今まであまり存在が薄くなっておりましたけども、河合町にもそういったものが、ゆかりがあったんじゃないかと、そういったことも踏まえて、そういったものを取り上げたような町民大学での講演でありましたり、またあと、そういったことを知らしめていくところで、産官学連携をしたような将来的な展望にもつながるんじゃないかというふうに考えております。何とか前向いてや

っていければと思っています。

以上です。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 詳しく興味あるお話聞かせていただきまして、ありがとうございます。

本当に先ほど言いました私の伊丹の武田食品の周りではイチジクを栽培されていて、これは菓のことをたくさん非常にいいということでつくられていた。その話と合うんやなとか思ったりも、聞かせていただきました。

それと、そういうふうに町民大学ももちろんやっていただきまして、先ほど一番大本のそういうふうな資料室、そういうようなことをできまして、資料が集まって、パネルとか集まりまして、そういうふうなことで部屋をつくって、できればですね、そういう形で、また河合町の在住の方からそういう観光というところ辺で知っていただくということで、やっていければと思います。

それからまた、ネーミングライツにつきましても、世界的なところ、その資料を編さんとか、つくっていこうと河合町の思いを伝えていただきまして、うまいこといくか分かりませんねけども、ネーミングライツにも協賛していただければ、そしたら、そういう冠がついた総合施設であれば、非常に皆さん、河合町の何々と言え、それは防災拠点でもありますし、体育館もあるしというようなことでやっていけるんじゃないでしょうか。特に、今、各議員がおっしゃいました能登の災害のこともありますので、今非常にそういうことで、よいネーミングがついていければ、浸透していければ、防災というところにも皆さんももっと関心を寄せていただけるのかなとか思ったりもします。

そして、そんな形ですので、ファシリティの室長は、何かいけるようなヒントとかあったでしょうか、どうでしょうか。

○ファシリティマネジメント推進室長（中島照仁） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中島室長。

○ファシリティマネジメント推進室長（中島照仁） 今議員のほうからも様々なこれまでの歴史の話の中で、町には偉人の方がたくさんおられる。そういった方を使うという言い方はあれですけども、町のアピールのために、そういったネーミングライツに参画していただくということは、町にとっては、すごくアピールするには好ましいことではございますが、特定の方をそういったネーミングライツに使用するといったところが、様々な、今後ほかの企

業さんと、というところも検討しておりますので、それらも、そういうことが何かに抵触しないかとか、そういったことを含めながら検討するには考えていかなければならないというふうに思います。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 本当にハードルは低くない、高いと思います。高ければ高いほどしんどいんですけども、くぐるのは楽ですので、そこら辺でちょっと考えていただいて。

森川町長、今2つのことは言わせていただいたんですよ。どちらも町を町長の施策に入っておりました観光というところにもリンクもしていけるのかなとか思ったりします。ですから、特に武田長兵衛さんのことばかりいうと怒られるんですけども、そこらをちょっとそういうふうな形で河合町を売り出す、そして、そういうふうな形で広く住民の方、観光の方に、こういう偉業のある方を照会するというコーナーですよ。まず、そういうところからスタートして、また、先ほど言いました町民大学でその先生に広く講義、いろんなお話聞かせていただけると思うんですよ。ですから、ちょっとそこら、町長、どうでしょうか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

ただいまの第3小学校跡地の利活用、またネーミングという形でお聞きしたと思います。

その中で、河合町の賢人の方々は、この二人だけじゃなしに、今おっしゃったように、様々な方がおられます。この方々についても、私、5月1日に就任させていただいて、テレビとかの取材、また報道の取材の中で、まず、河合町に観光課を設置したいというような話をさせていただきました。その報道で様々な方からいろんなご意見をいただきました。その中で武田長兵衛さんの話や、また森本組さんの話、今までもありましたけれども、これを大きく観光の一つに考えたいところもあります。

まず、河合町にとっては大変この方々に本当にまたお世話になって、これから観光の一つの場所づくりとして考えたいと思いますし、本町は、やっぱり奈良県では一番中心になっていた町やと私は考えています。河合町市場、ここが堺から船が入って、そこで千石船が上ってきて、河合町市場で荷物を降ろされたり、また倉庫があったりと。そこから奈良県に河川を通じて市の商品を分配されたり、また桜井、御所、その周辺からできた農産物をまたその川を下っていったというような形であったと思います。奈良県の中では一番発展していた地

域だったと私は思います。その中で観光課というのがないというのは本当に不思議です。取材の中でも「河合町は観光課ってないんですか」と驚きの話もありました。河合町でこの話をさせていただいたら、河合町に見るところがどこにあるんやと、観光ってどういうふうを考えてんねんと、どこにあるんやということも河合町内でも言われました。けども、やっぱり河合町は、本当に古墳も、またそういう位置も様々な先人の方も住んでおられると、これを河合町は発信せんことにはあかんという思いで、まず、こういう観光課、また古墳も、また地域の神社、お寺、ここらも一緒に町内外に知っていただきたいと思うのが、まず発信の一つでした。

今、議員おっしゃったように、いろんな形の、まず、これから集約をさせていただいて、本当にこういう、今まで河合町で功績のあった方や、また各所名所、ここらをこういうところの展示をする場所も、やはり必要やと私も感じています。ただ、今すぐにこの施設を、記念館をつくるという前に、まず議論をさせていただいて、いろんな方まだまだおられると思います。先日も武田長兵衛のお身内の方、また森本組さんの重役の方来られて話もさせていただきました。まだまだほかにもたくさんの方がおられますんで、まず、そういう歴史を掘り起こす、また賢人者の方々を掘り起こすということで、まず、これから始めたい。その上で、今後、そういう歴史館的なものも、どこかに設置をさせていただきたいとは私自身も考えています、思っておりますんで、まず、調査からさせていただけるようお願いしたいと思います。

それと、第3小学校の今後のネーミングですね。防災倉庫にしろ、今2期工事が始まるころのネーミングの募集も、今、河合町は財政が逼迫しているところなので、何とかいろんな企業にアプローチをして少しでも税収入を得られるか、そういう仕様としてやってもらえるような企業に今後アプローチをしていきたいと思います。募集をすれば、どこまで協力してくれる業者があるのかどうか、また手を挙げてくれる業者があるのかどうかということから、官民の一体化の話の中で、そういうネーミングの話も進めてまいりたいと考えています。

よろしく願いいたします。

○11番（岡田康則） 議長。

○議長（疋田俊文） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 町長のそういうやっていこうという気持ちはありがたいと思います。

私、これは町民の代表としてさせていただいて、本当に、これはそういうことができていくと、よいものができていくんじゃないかな、そして河合町の住民のモチベーションも上がった

ていくかなと、こう思います。

ネーミングライツも非常になかなか難しいものだと思います。防災倉庫、ひょっとしたら、防災資機材を提供しているんで、そういう会社からは、そういう名前使ってよという話があるかもしれません。そこらは、またそういう話、皆さん理事者、また議員も含めて共有できて、いいものをつくっていただければいいのかなと、こう思います。

とにかく私、今日言いましたことは、初めの一歩というか、これがなければ、もう前に進みませんので、町長、そういうところで、本当の前向きで考えていただきたいかなと、こう思います。

私の質問はこれで終わります。

○議長（疋田俊文） これにて岡田康則議員の質問を終結いたします。

◇ 大 西 孝 幸

○議長（疋田俊文） 8番目に、大西孝幸議員、登壇の上、質問願います。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 大西孝幸議員。

（9番 大西孝幸 登壇）

○9番（大西孝幸） それでは、議席番号9番、大西孝幸が通告書に基づき質問いたします。

質問は、焼失後の放置された空家について。

まず、この件についての質問の経緯は、住民の方から隣接の道路は通学路でもあり、時間帯によっては交通量も多く、落下物の危険性があるので対応してほしいという声があり、何度も質問しています。

12月議会での回答の中で、担当の回答では、所有者の奥さんと協議を行った結果、奥さんのほうより解体できないと回答がありましたので、回答されない場合については法律に基づく措置を再開しますと、今後の町の対応についてはお知らせさせていただいております。この結果に基づきまして、今、河合町空家等の対策協議会を開催し、特定空家等に対する勧告以降から措置を再開することについて意見を求め、承認されたので、今現在、命令に係る事前の通知書を所有者及び関係者である家族4名に送付させていただいておりますという、このような回答でした。

この回答を踏まえ、進捗状況と今後の対応について回答を求めます。

再質問は自席にて行います。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 福辻まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 私のほうからは、焼失後の放置された空家について、この件については、令和5年12月議会で質問をいたしました。約3か月がたちましたが、その後の進捗状況と今後の対応について回答させていただきます。

令和5年11月30日付にて、命令に係る事前の通知書を所有者及び奥さん、長男、長女の合計4名に送付しましたが、提出期限の令和6年1月4日までに意見書の提出や所有者などから連絡もございませんでした。

次の措置、命令に移行するに当たり、以前、奥さんから所有者の状態について病気の影響により意思能力に欠けるとお聞きしておりましたので、成年後見人などの手続が取られているかを確認すべく、令和6年2月14日に奥さんに所有者の健康状態を確認できる資料の閲覧について依頼しました。

今後の対応方法は、所有者に意思能力がある場合は、代執行に向けた手続を再開いたしたいと考えております。

ただし、意思能力がない場合は、非訟事件手続法に基づく特別代理人制度の活用も含め、弁護士と協議して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 回答、ありがとうございました。

回答の中で病気がちだという、そういうことで手続上なかなか難しい部分もあるかと思いますが、この物件については約4年が経過して、かなり劣化も進んでいると思われます。

現に現場の状況もかなり変わってきていますし、現時点での安全対策はどのようにされているのでしょうか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） お答えさせていただきます。

住民の安全を確保するためには、河合町空家等対策推進に関する条例に基づき、緊急安全

措置の発令も含めて対処してまいります。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 回答、ありがとうございました。

それでは、ちょっと町長にお聞きます。

12月議会で、要は町長のほうから住民の安全を確保できるように、特別措置法及び条例に基づいた措置を進めておりますという、このように回答されていますが、町長の認識、見解はどのように考えられていますか。

○町長（森川喜之） 議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 大西議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど担当部長が回答させていただきましたとおり、危険が差し迫ったときは、安全対策としての緊急措置の発令も含めて対策を講じております。

地元住民の皆さんをはじめ、多くの方が心配されていますので、法的な展開や、また早期に安全を確保できるよう、特措法及び条例、他法令等に基づき対策を早期に進めてまいりたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○9番（大西孝幸） 議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○9番（大西孝幸） ありがとうございます。

ちょっと想像してほしいんですけれども、子供さんが、要は、この危険な場所を通って学校に通っているということは子供さんも不安ですし、その通われている子供さんの家族の方も当然不安を抱えているわけですね。要は、いつ事故に遭うか分かりません。そのような不安も抱えている状況で、早くそういうことを払拭してあげなければ、やっぱり安心して通えないということもあります。

行政の大きな役割として、要は大きく言えば、住民サービスもそうですし、町民の生命、財産守るというのも責務です、行政の。そこをしっかりと受け止めて、関係法令に基づき適切に、早急に対応していただきたいと、このように思います。

こういうことをお願いして、これで私の質問を終わります。

以上です。

○議長（疋田俊文） これにて大西孝幸議員の質問を終結いたします。

1時まで暫時休憩します。

休憩 午前 11時30分

再開 午後 1時00分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◇ 杵 本 光 清

○議長（疋田俊文） 9番目に、杵本光清議員、登壇の上質問願います。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

（8番 杵本光清 登壇）

○8番（杵本光清） 皆様、こんにちは。議席番号8番、杵本光清が通告書に基づき、一般質問を行います。

今回は、水道施設について、一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本町では第一配水池関連施設築造工事と西大和配水池関連施設築造工事の2つの工事が実施され、令和5年11月21日には第一配水池が稼働いたしました。西大和配水池についてはこの3月に稼働するとのことです。

以前からこの2つの施設の概要などは、私の新聞を通して町民の皆様にアウトプットをさせていただいているところではございますが、改めてこの2つの施設について概要説明をお願いいたします。

再質問については自席にて行います。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 私のほうからは、上水道配水施設について。

本町には昨年11月に運用が開始された第一配水池関連施設と今年3月に工事が完了する予

定の西大和配水池関連施設、2つの施設についての概要について回答させていただきます。

第一配水池につきましては、令和3年7月より着手し、令和5年12月末に全ての工事が完了しております。第一配水池の構造は、地上式ステンレス製で容量は1,300立米です。給水エリアは、第一配水系と佐味田川の東側と山坊及び佐味田地区で、令和5年11月より運用の開始をしております。

西大和配水池については、令和4年7月より着手し、令和6年3月に完了予定となっております。

西大和配水池の構造は、地下式鉄筋コンクリート製で容量は1,740立米でございます。給水エリアは、西大和配水池系と佐味田川西側の西大和地区と大輪田・城内及び上牧町片岡台地区でございます。

配水池は、あずまや、芝張工、ベンチ、健康器具を設置しております。皆様に憩いの場として公園利用者に使用していただきたいと考えております。どちらの配水池もポンプ圧送方式で配水のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） ありがとうございます。

それでは、再質問のほう、させていただきます。

まずは、第一配水池関連施設築造工事のほうで、事業決定がなされたのはいつだったでしょうか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 事業決定いたしましたのは、平成29年11月で、県と河合町において締結した県営水道への転換に関する覚書に基づき第一配水池の整備を行いました。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） それでは、今回の一般質問の本旨にこれから入らせていただきます。

災害時の話をいたします。昔、何年前か、西大和の中山台の地区に水道の大きなタンクが3基設置されていまして。そのタンクには、震度5で稼働する緊急の遮断弁というものがあるが備え付けられていたと。震度5の揺れで、その遮断弁が稼働し、配水を止めるというシステム

であったと思います。

今回、まずはその1,300トンのタンクに第一配水池の1,300トンのタンクに緊急遮断弁を備え付けられていますか。

それと、あるとすれば、それはどれぐらいの震度で稼働し、遮断することになるんでしょうか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 緊急遮断弁のほうは設置をしております。

震度5で遮断することとなっております。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） その第一配水池なんですけど、発災時に遮断弁で遮断され、貯留された1,300トンの水を利用するためのコックであったり、あるいはバルブ、もしくは蛇口、そういったものは備え付けられていますか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 第一配水池の給水口には、直結した蛇口が2個設置されております。また、給水車や給水スタンドに接続できる散水栓、消火栓弁が1か所設置のほうをしております。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） 蛇口のほうは想像できるんですけども、散水栓、パイであったり、その辺をもう少し教えていただければと思うんですが。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） この蛇口につきましては、20ミリ用の蛇口と、消火栓弁につきましては、通常の65ミリを消火栓に設置をさせていただいております。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） では、第一配水池において緊急時に、発災時にですね、災害時にその散

水栓と蛇口を使って第一配水池のその場所で給水を行うことが可能なのでしょうか。

もし可能であるならば、何日間の給水を想定しておられますか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 第一配水池の容量は1,300立米で、地震発生から3日までは1日1人当たり3リッター、4日以降は1日当たり20リッター必要とされていますので、第一配水系統の給水人口で算定いたしますと、約13日間給水が可能と想定しております。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） それでは、ちょっと第一配水池から離れて、次に、第一配水池系統にある応急給水栓について質問をさせていただきたいと思います。

この応急給水栓の話は以前より伺っていましたが、もう一度詳細な説明をお願いいたします。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） こちらの応急給水栓におきましては、平成19年10月に県と河合町で締結した送水管応急給水栓設置等に係る協定書に基づき、県が西穴闇の県道大和高田斑鳩線沿いのカレー店前付近に災害時応急給水栓が設置され、運用可能となっております。

災害時には、給水用スタンドパイプと連結蛇口4個を接続することで、給水が可能ということになっております。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） この応急給水栓なんですけども、災害時に給水できるということなんですけども、第一配水池の緊急遮断弁が稼働し配水池からの配水が止まり、桜井から送られてくる県水で給水が可能であるということによろしかったでしょうか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） こちらも今議員がおっしゃられたとおりで、県営水道の送水管ということになっておりまして、県道上に設置した消火栓口に接続することで給水は

可能ということになっております。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） ありがとうございます。

それでは、先ほどの答弁でありました給水用スタンドパイプということですが、これは、平時はどちらで管理なされているのでしょうか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） こちらの管理におきましては、第一配水池倉庫に保管しております。第一配水池倉庫といいますのは、第二浄水場ということでございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） それでは次に、西大和配水池関連施設築造工事について。

こちら事業決定がなされたのは、いつだったのか。

また、1,740トンという西大和配水池の容量設定についてどのように考えておられるのか、ちょっとお答え願えますか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） こちら、事業決定いたしましたのは平成29年10月で、県と上牧町、王寺町及び河合町で締結した、上牧町、王寺町及び河合町における水道施設の共同化に関する覚書に基づき、西大和配水池の整備を行っています。

内容につきましては、王寺町と上牧町の両町の配水池の余剰水量を緊急貯留池とし、水を融通し合うというもので、3町の配水池を一体のものと考え、貯水容量を設定しております。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） それでは、上牧町、王寺町のこの2つの町のタンクについて、それぞれの容量、幾らでしょうか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 上牧町のタンクにつきましては4,000立米、王寺町は

6,700立米というようになっております。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） 先ほどと同じ質問になるんですけれども、西大和配水池に緊急遮断弁というものが備え付けられていますか。

あるとすれば、それもどれぐらいの震度で稼働し、遮断することになるのでしょうか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 西大和配水池には緊急遮断弁は設置されておられません。

しかし、地震などの影響で給水管の流量及び水圧に異常が発生した場合、ポンプが緊急停止するシステムとなっており、緊急遮断弁と同等の機能を備えております。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） それでは、もう一つ先ほどと同じ質問をさせていただきます。

発災時に、今おっしゃられた緊急停止するポンプが設置されているということですが、これも先ほどと同じで、1,740トンの貯留された水、また上牧町、王寺町との相互利用の水を給水するための給水栓、こういうのは備え付けられているのでしょうか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 配水タンクには応急給水栓が取り付け可能な消火栓口、先ほど申しましたように65ミリの消火栓が1つついておりますので、そこに応急栓を接続して給水するというようなものになっております。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） その給水栓なんですけども、耐震性能、どれぐらいに想定されておられますか。

また、昨日も同じ質問がありましたけれども、西大和配水池において何日間の給水が、西大和配水池、その場所に何日間の給水が可能であると想定されているのでしょうか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） こちらの配水池につきましては、レベル2、震度6強から7の地震動に対応した仕様となっております。

西大和配水池の容量は1,740立米で、地震発生から3日目までは1日1人当たり約3リッター、4日目以降は1日1人当たり20リッター必要とされていますので、西大和配水系統の給水人口で算定しますと、約9日間給水が可能と想定しております。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） それでは、配水池で給水を行う際であったとしても、給水車を利用して給水する場合であったとしても必要となってくると思われるんですけども、連結車、水道栓のキットというのがあるのでしょうか。

ある場合、幾つ河合町として保管しているのか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） こちらも水道栓キットは3組ございます。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） それでは、ちょっと話が変わるんですけども、西名阪自動車道にかかる橋について質問をさせていただきます。

なぜこの質問をするのかといいますと、第一配水池というのは西名阪自動車道の南側に設置されています。給水を行う場合、西名阪自動車道の橋梁を渡ってこななければならない自治会の方が、地域の方がいらっしゃる。また、西大和配水池というのは、西名阪自動車道の北側に設置されておりますので、西名阪自動車道の橋梁を渡って給水を受けに来なければならないという想定の下で質問させていただきます。

一昨日の町長の施政方針演説でも触れられていましたけども、西名阪自動車道にかかる橋梁の耐震性能はどのようにお考えなのか、もう一度お聞かせください。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 橋梁につきまして、西名阪道にかかる河合町が管理する橋梁は3橋ございます。まほろばホール前の高塚橋と河合町浄水場前の高藪橋、この2橋につきましては、既にレベル2、震度6強から7の地震動に対応した耐震改修工事を完了して

おります。残り1橋、泉台地区と西穴闇地区を結ぶ平山橋については、令和6年度に耐震改修設計を行い、令和7年度から工事着手する予定でございます。

以上です。

○8番（杵本光清） 議長。

○議長（疋田俊文） 杵本議員。

○8番（杵本光清） ありがとうございます。

それでは、最後に町長に。

災害というのはいつ、どのような規模で起こるか分かりません。また、その被害を想定するというのも非常に難しいものと考えております。

今回の質問では、河合町の災害時の給水という観点から施設の整備状況を確認させていただきました。災害時に給水できる飲料水が確保できているということは、住民の皆様にとって安心できるファクターであると考えております。

しかしながら、施設が整備されましても、結局のところ、その施設を活用するのは、動かすのは人でございます。大規模災害時を想定した職員の体制確立を町長にお願いし、私の一般質問、終結させていただきます。

○議長（疋田俊文） これにて杵本光清議員の質問を終結いたします。

◇ 梅 野 美智代

○議長（疋田俊文） 10番目に、梅野美智代議員、登壇の上、質問願います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

（3番 梅野美智代 登壇）

○3番（梅野美智代） 皆さん、こんにちは。議席番号3番、梅野美智代です。よろしくお願いいたします。

今日は3月8日、皆さん、何の日かご存じでしょうか。国際女性デーということで、今日はミモザバッジをつけて、胸に頑張りたいと思います。

それでは、議席番号3番、通告書に基づき一般質問をしたいと思います。

今回は、大きく2点質問いたします。

まず、1点目、本町の障がい施策について質問いたします。

本町では、障害者基本法に基づく、市町村障がい者基本計画として、平成30年度に河合町第4次障がい者基本計画を策定されました。

本計画は、町の障がい者施策の基本方針や目標を定めるものであり、5つの視点、自己決定の視点、差別解消の視点、障がい特性に配慮した視点、ソーシャルインクルージョンの視点、地域共生社会の視点に着目しながら計画を推進されてきました。

本計画が今年度で6年目を迎え、計画期間が満了となることを受け、この6年間の河合町第4次障がい者基本計画の取組状況について質問させていただきます。

質問、1つ目、障がい者基本計画の進行管理を進めるに当たり、PDCAサイクルでの評価、検証、内容の見直しについて定期的に行うと計画の中に記載されています。6年間の計画期間の中でどのような形で行われてきたか、お答えください。

2つ目、障がい者基本計画に基づく障がい者福祉施策のうち、次の項目についてそれぞれの現状と課題についてお伺いします。

2、福祉教育の充実について。

手話言語条例に基づく学齢期の福祉教育の推進及び町民の福祉意識の向上の取組状況。

3、子供の障がいの早期発見について。

子育て支援体制の強化と障がいのある子供の早期療育の取組状況。

4、就学前教育・保育の充実について。

就学前教育・保育での障がいのある子供の受入れ促進及び就学前保育の充実に向けた取組状況。

5、情報、コミュニケーションの確保について。

情報入手、発信の多元化の取組状況。

6、精神障がい者に関する福祉教育の充実及び啓発の強化。

7、学校教育・学童保育の充実について。

教育環境の整備状況。

8、防災・防犯対策の強化について。

福祉避難所の整備状況。

以上の項目について、障がい福祉計画を基に取組状況と課題をお答えください。

次に、2点目、不登校支援についてお伺いします。

以前より不登校支援についてはたびたび質問をし、フリースクールの開設についても要望

をしてきました。その都度前向きに進めるとの回答をいただいておりますが、進んでいる様子があまり感じられず、その間も不登校児童の保護者の方からは、支援や居場所づくりへの要望の声を聞いています。

町として、不登校に悩む子どもや保護者への寄り添った支援、対策についてどのような取組をされていますか。今後、どのように取り組まれていく予定かをお伺いいたします。

以上、再質問は自席にて行います。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島福祉部長。

○福祉部長（浮島龍幸） それでは、私のほうから本町の障がい施策について順次回答させていただきます。

まず、①の障がい者基本計画の進行管理を進めるに当たって、PDCAサイクルでの評価、検証、内容の見直しについて定期的に行うと記載がされているが、6年間の計画期間の中でどのような形で行われてきたかという質問にお答えさせていただきます。

現在、町では令和6年度以降の障がい者施策の方向性を定める第5次障がい者基本計画、第7期障がい者福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定に取り組んでおります。基本計画は、町が進めていく障がい施策の基本方針や目標を総合的に示したものであり、施策に大きな変更がない限り6年に一度見直すこととしております。

福祉計画につきましては、障がい者、障がい児ともに障がい福祉サービスの提供体制を国の指針に即して見直すものであるため、3年に一度見直しをしております。見直しについては各課でそれぞれの事業の見直しを行い、ニーズに即した施策を盛り込んで、次期計画に反映しております。

しかし、新たな計画を作成するに当たり、各課において障がい者基本計画の基本理念など、計画に対する理解が深まっていないことや、各課との情報連携がうまく機能していないことが判明したため、今後は1年ごとに各課の進捗状況を管理し、評価、見直し等をしていくよう改めてまいります。

続きまして、②福祉教育の充実について。

手話言語条例に基づく学齢期の福祉教育の推進及び町民の福祉意識の向上の取組状況について回答させていただきます。

令和2年10月より本町でも手話言語条例を策定し、手話は言語であるとの認識で施策を進めております。広報紙において各課の職員に協力を仰ぎ、職員の手話研修も兼ねて「手話の

部屋」を毎月掲載し、手話に触れる機会の創出として実施しております。児童や学生に対しても幼少期から手話を身近に感じてもらえるよう、各学校・園に向けて町のイメージキャラクターすな丸を活用した手話ポスターの掲示を実施しました。そのほかにも手話通訳者の派遣、手話通訳者の窓口設置、手話講師員を養成するための講座の実施など、様々な事業を実施しております。

続きまして、③子供の障がいの早期発見について。

子育て支援体制の強化と障がいのある子供の早期療育の取組状況について回答させていただきます。

1歳6か月児健診、3歳6か月児健診で、保護者が発達で気になること等問診票を基に聞き取りし、内科診察医の判断で精密検査や経過観察などの早期発見に努めております。また、所属しているこども園、保育園などからも事前に発達障がいや園の様子を共有しております。療育教室は本町では実施しておりませんが、発達相談は年間約30回、臨床心理士を中心に実施しております。必要に応じて所属している園の担任が同席して、園の様子なども含めて保護者と一緒に子供の成長に合わせたサポートを考えております。

続きまして、④就学前教育・保育の充実について。

就学前教育・保育での障がいのある子供の受入れ促進及び就学前教育・保育の充実に向けた取組状況について回答させていただきます。

障がいのある子供がこども園に入園する際、入園前に看護職がかかりつけ医と連携を取り、集団生活する上で配慮が必要なことなどを確認して、連携体制を取れるようにしております。また、難病を持つ子供の保育についても、リモートでかかりつけ医と連携を取り、保育士の不安の軽減にも努めております。今後もかかりつけ医と連携を取りながら、子供の能力を生かせるよう保育を実施してまいります。

続きまして、⑥精神障がい者に関する福祉教育の充実及び啓発の強化について回答させていただきます。

精神障がいの施策につきましては、近年、精神障がいのある方の相談が増えており、相談支援・自立支援医療、障がい福祉サービスの利用も窓口にて紹介しております。しかし、精神保健に関する課題は、障がいだけではなく、子育て、介護、困窮者など、分野を越えて複雑・多様化しており、対応が困難になってきております。

厚生労働省からは、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう医療・障がい・福祉・介護・住まい・社会参加・地域・教育が包括的に確保

された、にも包括、いわゆる精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すことを理念として掲げており、本町でも令和2年度より西和7町圏域で連携体制の整備に取り組んでおります。

最後に、⑦学校教育・学童保育の充実について回答させていただきます。

学童保育につきましては、障がいの有無に関係なく、希望される方には放課後保育が実施できている状況でございます。発達障がいがあっても指導員が関わり、低学年との仲間づくりや学習意欲を高められるよう体制を整えております。支援が必要な子供が増えてきているのも現実であり、指導員の充実や質の向上など、今後に向けても取り組んでまいります。

以上でございます。

○企画部長（森嶋雅也） 議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） 私のほうからは、1点目、本町の障がい施策についての5番目の情報、コミュニケーションの確保、そして8番目の防災・防犯対策の強化について回答いたします。

まず、情報、コミュニケーションの確保でございます。

町からの情報発信につきましては、広報紙とホームページにおいて改良を重ねてまいりました。

広報紙につきましては、基本の文字をこれまでよりも大きなポイントとし、文字の種類につきましても、ユニバーサルデザインのフォントを基本としております。視覚障がいの方への配慮といたしまして、濃淡だけでも認識できるようなユニバーサルカラーの色使いにもしております。ホームページにつきましても、令和3年度に改修を行いまして、アクセシビリティを強化できるシステムに更新しております。窓口における対応といたしましては、手話通訳や筆記用ボードなどを配置し、易しい日本語での説明を推進しております。

また、令和3年の3月議会定例会で梅野議員からご提案いただきました、現在では10名にお手伝いをいただいております声の広報につきましても、ご提案いただきました翌月の令和3年4月号からホームページに掲載をしております。最初は4名の方から始めた声の広報ですが、人づてに仲間を増やしていただき、お一人ずつの負担軽減にもなっております。あたたかくすばらしい取組でパートナーフェローも恒例となっておりますので、紹介させていただきます。

次に、8番目の防災・防犯対策の強化についてですが、3項目について回答をいたします。

まず、1点目、日常的な防災活動の推進や緊急時の連絡体制の強化についてでございます。

日頃から福祉部局から避難行動要支援者のデータを提供してもらい把握をしております。活用状況につきましては、災害対策基本法に基づき、有事の際に各大字自治会へ名簿の提供を行い対応している状況でございます。今後は浸水想定区域内の要支援者から平時の名簿の提供に向け働きかけを行っているところでございます。また、支援体制の整備につきましては、聴覚障がい、視覚障がい、肢体障がい等のために災害用のバンダナや支援者等の役割が分かるベストなどを購入し、支援体制を整備しております。

2つ目、地区単位での防災・防犯体制の強化でございます。

昨年5月に設立いたしました防災士ネットワークの中で、防災訓練や地区防災計画の策定など、大字自治会と連携して防災対策の検討を行っております。今後は避難行動要支援者の支援についても、行政と地域のコミュニティ力を生かし、支援体制を構築していきたいと考えております。また、在宅避難につきましても、非常に有効な手段と考えますので、家屋の耐震化や備蓄品のローリングストックなど、今後も周知をしまいたいと考えております。

3点目、関係機関との連携でございます。

避難行動要支援者また個別避難計画につきましては、議会、警察、消防署、消防団、民生児童委員、社会福祉協議会、大字自治会、防災士ネットワークなどと支援に関連する情報を共有し、災害時に迅速に対応できるよう支援体制を構築してまいりたいと考えております。

以上です。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 私のほうからは、7つ目の学校教育の充実についてと、大きい2つ目の不登校支援について答弁をさせていただきます。

障がい施設の学校教育の充実、教育環境の整備についてですが、教育現場にある学校では、多様な在り方を相互に認め合えるようインクルーシブ教育を推奨し、発達障がいのある児童生徒とそうでない児童生徒を可能な限り、同じ教室で教育を行っております。支援を要する児童生徒が増加傾向にあり、国の基準では入級の種別により8人に対して1人の先生が配置されておりますが、不十分でございますので、町独自で支援員の加配を行っております。また、一概に発達障がいといいましても、様々なケースがあり、一人一人の状態に応じた形で、学校では一人一人に対して個別の支援計画及び指導計画を作成しております。

次に、不登校児童生徒への対応についてでございます。

教員もきめ細やかに配慮しており、家庭訪問や電話連絡を何度も行っている状況でございます。不登校になるきっかけといたしましては、病気による欠席、また無気力、学業不振、不安などの情緒的混乱が今も多い状況でございます。保護者や関係機関を交えてケース会議の実施、また相談を聞くことで、先生と児童生徒、保護者の信頼関係の構築にもつながると考えております。学校全体で不登校児童生徒を見ていくようにし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどつながりながら積極的にＳＯＳを出してもらい、学校全体で不登校対策に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○３番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○３番（梅野美智代） それでは、再質問させていただきます。

２番の福祉教育の充実の課題についての再質問をいたします。

地域に住む障がい者の問題を一部の人間の問題としてではなく、みんなの問題であるという認識を育てる上で、福祉教育の果たす役割は極めて大切です。そして、障がいに関する知識、障がい者に対する理解を深めることは、町民一人一人の福祉意識を高め、より豊かな人間性を育むことになります。

本町では、各学校の取組例として生徒は福祉施設を訪問し、体験を通じ、障がい者等への理解を進めてまいりますとの記載があります。また、手話の講師を学校に招き、手話を学びながら障がい者理解を進めてまいりますと記載されていますが、実際にどのくらいの頻度で行い、どのような成果がありましたか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

ここ数年間につきましては、コロナ禍により講師を招くことはできませんでしたが、学校内では手話に関するポスター掲示等を行っております。また、少しの時間でございますけれども、３年生の国語科、また朝の会のときに挨拶や指文字を学ぶ機会、こういったことを設けているところでございます。子供たちが手話を学ぶことで多様性を受け入れることにつながったと思っております。

以上でございます。

○３番（梅野美智代） はい。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

まず、子供に知ってもらうことが大事だと思います。手話言語条例の重みをしっかり考えていただき、職員として何ができるかを、教育委員会が先生に訴えて、少しの時間にでも手話に触れる機会をつくっていただければと思います。

次に、手話言語条例が制定されて3年半になります。手話言語条例は、手話は言語であるとの認識の上で、誰もが手話を利用しやすい環境を整え、障害の有無にかかわらずお互いの人権を尊重し合える社会の実現を目指す条例です。その実現のために、行政・住民・事業者それぞれの役割を定めています。

その中で、行政の役割とは、手話への理解を促進し、手話の普及と、誰もが意思疎通しやすい環境を整えるために様々な施策を推進することです。手話が使え環境の整備、災害時の体制整備、手話を学ぶ機会の創出が挙げられます。

その中で、手話を学ぶ機会の創出では、住民・行政職員向けの手話研修、学校教育の場での手話の普及、事業者への手話普及及び啓発等が挙げられますが、行政職員向けの手話研修はされましたか。また、今後の予定をお聞かせください。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島福祉部長。

○福祉部長（浮島龍幸） それでは回答させていただきます。

毎月広報を掲載しております手話の部屋では、交代で職員に実際手話を体験してもらい、手話に興味を持つ機会を設けております。また、令和4年度3回、職員向けに障がい理解促進研修を実施し、障がい者への理解と簡単な手話を覚えていただきました。今後も研修を通じて手話に興味を持ってもらえるよう、工夫、検討をしてみたいと思います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 障がい者の権利に関する条例や障害者基本法において、手話が音声言語と同様に言語であると明記されたが、現在の社会において手話と接する機会は少なく、生活する様々な場面において、手話を必要とする人が円滑に意思疎通を図り必要な情報を取得することができる環境が十分に整備されているとは言えず、また、手話や手話を必要とする人に対する理解も深まっているとは言えない状況があると思います。

そこで、聾者が高齢になるにつれて介護サービスを利用する方も増えてくるかと思われま

すが、困らない対策について何か考えておられますか。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島部長。

○福祉部長（浮島龍幸） 回答させていただきます。

聾者の高齢者化により、介護サービスを利用する方も増えてくることから、サービス提供者に対して聾者の立場を理解していただけるよう、事業者向けの手話講座の実施を、今後考えていきたいと思っております。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

事業者向けの手話講座の実施を考えておられるとは、非常にありがたいことです。聾者の方の不安を少しでも取り除けるように、ご配慮よろしく申し上げます。そして、教育委員会からのほうも、学校のほうの手話の整備、よろしく申し上げます。

次に、子供の早期療育の取組について、保健センターでの健診、発達相談や成長に合わせたサポートをいただいているとのことですが、保護者の多くは、月1回でもフォロー教室または療育教室を開いてほしいとの思いがあります。子供においても、保護者同士がかかわり、情報共有をすることにより、不安の軽減にもなり子育てに孤立しないコミュニケーションの場となるのではないのでしょうか。北葛4町で行っていないのは河合町だけだと思われませんが、ぜひ保護者の思いをかなえていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島部長。

○福祉部長（浮島龍幸） それでは回答させていただきます。

健診後のフォローといたしまして、三、四か月後に電話連絡をし、子供の様子や保護者の不安などを聞いて対応しております。近隣のフォロー教室の実施状況を聞きました。実施する専門職従事者として必要であり、場所・内容・予算など検討課題があるため、来年度、議論検討していきたいと思っております。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 民間の療育教室へ通っている子供たちもいるようですが、やはり町が主体となって行うことで、町内に住む同じ悩みを抱える保護者の輪ができ、安心にもつなが

るのではないかと思います。町外の療育教室まで通っておられる方もおるようですので、こども園の近くにある豆山の郷なども活用すれば、そういった保護者の負担も減るかだと思います。

専門的な知識が要ることなので、保健師の方で対応していただくか、難しいようであれば専門的な方に月1回来てもらうなどして進めていただけないでしょうか。北葛城郡の中でも河合町だけが実施していないというのは、療育に対する理解不足が感じられます。町長の施政方針の中にも、子ども・子育て支援体制の整備がうたわれていたと思いますので、整備の一環として療育教室の設置を検討いただきますようお願いします。

次に、6の精神障がい相談体制についての再質問をいたします。

子育て、介護、生活困窮など様々な場面で相談できず、精神的に疲労されている方はたくさんおられます。そんなときはどこに相談したらよいのでしょうか。総合的に相談できる場所がありますか。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築されると記載されていますが、現状はどのようになっていますか。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島福祉部長。

○福祉部長（浮島龍幸） それではお答えさせていただきます。

地域の相談支援の中核機関を担う基幹相談支援センターは、市町村の努力義務となっており、対応できる事業所がないなど、地域の資源不足のため、整備には至っておりません。本町では、包括支援センターを総合相談窓口として庁舎内に設置し、各課と連携しながら様々な相談に乗っております。

また、精神障がい者やその家族を対象に、一般的な相談ができる場所として、社会福祉法人と西和7町圏域にて委託契約を結び、相談支援体制を整備しております。今後、家族会や保健所、精神科相談員、計画相談支援事業所などと連携し、相談体制の強化を図っていききたいと思います。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 令和6年4月から、精神福祉法の一部改正により、市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障がい者のほかに、精神保健、メンタルヘル스에課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化することとなりました。

また、精神障がい者に対する援助のみならず、精神障がいによって日常生活または社会生活に支援を必要とする者や、精神保健、メンタルヘルスの課題を抱える者への援助へと拡大してきており、役割の拡大とともに配置、就労状況も拡大されています。ストレス社会と言われる現在、多くの住民が何らかの不安を抱えて暮らしています。初期の段階で適切に相談ができ、サービス利用等につながれば、深刻な状況にならずに済むかもしれません。

私たち住民も、専門知識を持った方と気楽に相談できる体制があれば安心して暮らせますが、私が職員だったころの経験上、事務仕事と窓口相談対応の両立は、職員にとっても時間的にも束縛され、事務にも影響が出る上、生きづらさを抱えながら窓口に相談に来られる方にとっても、私たちはお話を聞くことしかできなく、根本的な対処はできていなかったと思います。それが問題解決につながるのかという疑問もあり、事務職では難しい課題であります。

社会福祉の制度と知識を持って福祉サービスにつなげるなど、専門職の役割は大きいです。複雑で多様化する福祉課題に対応していくためには、今後専門職を採用し、相談体制を整えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○福祉部長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 浮島部長。

○福祉部長（浮島龍幸） お答えさせていただきます。

福祉の窓口のほとんどの職員は、一部を除き事務職が対応しており、昨今は様々な課題を抱えている家庭が、悩んだ末に行政に相談されるケースが増えております。中には専門職でないと対応できないケースもございます。町では、包括支援センター、子育て包括支援センター、保健センターなど、それぞれの課題に応じて専門職に相談できる体制を整えておりますが、精神に課題を抱えられる方の相談できる専門職は配置しておりません。

しかし、住民から相談がありましたら、問題解決に向けて各課で情報共有しながら対応している状況でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 私の経験上も専門職が持つ役割は大変重要だと思いました。それについて、町長のほうはこの体制についてどうお考えでしょうか。

○町長（森川喜之） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森川町長。

○町長（森川喜之） 梅野議員のご質問にお答えいたします。

今後専門員を採用し、相談体制を整える考えはあるかというご質問だと思います。精神に関する相談は年々増えており、その相談内容も複雑化しております。近隣でも専門員の配置を検討している市町村もあると聞いておりますので、引き続き情報収集を早期にしながら、相談支援体制の強化に努めてまいります。

よろしくお願いいたします。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） それではそのようにしていただきたく、強く要望いたします。近隣ではそういうふうな体制も取られていますので、先ほどの療育のことにしてもそうですが、河合町は遅れているかと思います。そのことを踏まえて、町長のほうもいろいろ調べていただき、ご尽力いただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、7番、教育環境の整備について再質問します。

インクルーシブ教育を推進しているということですが、奈良県教育委員会は、全ての子供が共に学ぶインクルーシブ教育の充実に向け、2026年度以降の県立高校の入学選抜において、医療的ケア児向けの選抜を導入する方針を決めました。今回の定例会で議決を経て正式決定する予定となっています。

具体的には、肢体不自由な障害があり、文字を書くのが難しいなどの医療的ケア児を対象にした枠を設け、口頭試問などの独自の選抜を行うといったことで、これまでは受験時間の延長といった配慮措置しか行われていなかったもので、それだけでは受験の難しかった生徒の機会拡大につながる考えられています。

県同様に、本町でも全ての子が自ら望む環境で学べるように、幅広い選択肢を持てるよう、学校環境を整備することが必要になってくると思いますが、医療的ケア児や肢体不自由の児童生徒を受け入れることのような学校施設の整備、ハード面はできていますか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾教育次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

先ほどもお答えさせていただきましたインクルーシブ教育につきましては、教育委員会も推奨し、以前から河合町の小中学校で実施をさせていただいております。

今回、肢体不自由の生徒の受入れといたしまして、第2小学校をこの春に卒業されます生

徒が1人、第2中学校のほうに進学されます。中学校のほうでこの新入生を受け入れるに当たり、小学校では先生が階段の上り下り、抱っこしながらやっていたという状況でございました。体も大きくなってきておりますので、毎回抱っこというわけにはいかない状況ということも考えまして、専用の昇降機をカスタマイズしながら設置を進めているところでございます。また、汚れを洗い流す簡易的なシャワー室、またスロープの設置、マットやクッションなどを購入しながら受入れ準備を整えているところでございます。

教職員の配置につきましても、1対1の対応も必ずさせていただくというふうな対応を予定しております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。どの子も平等に公立学校に、選択肢に入れることのできるような環境を整備していただけるよう、これからもお願いしていきます。また、インクルーシブ教育はもちろん大切なことですが、障害を持つ児童生徒にとって、教室でみんなと一緒に学習を受けるだけではなく、個に応じた必要な力を身につけるために、個別の学習や取り出した学習も必要になってくると思いますが、そのようなことはされていますか。

通常学級以外に特別支援を受けるための教室は整備されてますか、お答えください。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

インクルーシブ教育を実施しながら、必要に応じて特別支援教室への抽出を行っています。個別の支援計画、また個別の指導計画により、一人一人の様々なケース、こういったことがございますので、しっかりとした形で取り組んでいきたいと思っております。

教室につきましては、1学年で1つ教室、特別支援教室があるところもあれば、2学年で1つという状況もございます。また、学校ごとに気持ちを落ちつかせるクールダウンの部屋、また勉強ができる部屋といった形で、工夫しながら教室のほうを確保しているところでございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

一人一人に応じた学力の保障も必要なことだと思うので、そのあたりも踏まえ、個別の支援計画を保護者や本人と話をし、これからも作成し支援を続けていってほしいと思います。

次に、8の防災・防犯体制の強化について。

日常的な防災・防犯活動の推進の中に、障害者などに配慮した防災マップ、防災・防犯ガイドを作成していますと記載されていますが、できていますか。

また、支援体制の整備については、聴覚・視覚・肢体不自由の方のために誰が見ても分かるように、災害用バンダナや役割を書いたベストを準備していただいておりますが、防災訓練時での活用はされましたか。

○企画部長（森嶋雅也） 議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） ただいまの質問でございます。

障害者マップ、現時点では未策定となっております。このマップの策定に当たりまして、個人情報保護の観点から本人同意が必要になると考えております。今後進める予定をしております個別避難計画には、当然にご本人と支援される支援員の住所の情報もございますので、本人及び支援者情報を記入したマップを作成してまいりたいと考えております。できるだけ早期に実現をしたいと考えております。

次に、バンダナ等でございますが、防災訓練そのものがコロナ禍で中断をしております、令和5年度防災デイキャンプという形で復活しました。その中ではまだバンダナ等を使用してございませんので、次回以降の防災訓練時にはそのあたりをしっかりと周知していきたいと考えております。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。

いざとなったときに慌てなくても済むように、このバンダナやベストをせっかく作っていただいたので、スムーズに事が運ぶようにお願いします。

また、先日堺市の全国手話研修センター室長である聴覚障害者の方の講演で、聴覚障害者と防災というのを受講してきました。命の危険、避難所での生活など非日常の場面において、コミュニケーション不足をどういうふうに補っていくのかが大きな課題となります。

また、高齢者を含む身体に障害のある人が災害に遭った際、どのような困難に見舞われる可能性があるのか、どのようにすれば誰も取り残されずに被害から守ることができるのかを

考えさせるものとなりました。

聾啞者の方は、助けてとは言えません。サイレンや呼びかけも聞こえません。近年、地震・津波・台風・豪雨・洪水・豪雪・火山噴火・竜巻など、天変地異が多発しております。今年1月には能登半島地震が発生し、多くの方が被災されました。関西地方においても2018年に大阪北部地震・西日本豪雨・台風第21号等の被害に見舞われました。

未曾有の死者を出した阪神・淡路大震災や東日本大震災では、聴覚障害者の死亡率は、一般の人に比べて2倍と高く、被災した聴覚障害者は、ファックスや携帯メールが不通となったために、食料や飲料等の情報の入手すらできない。情報が届かない恐怖にもさらされました。また近いうちに大規模震災、南海トラフ地震が発生すると考えられ、平素から災害に備えて聴覚障害者自身の防災意識や自助を高める取組が必要です。

このような状況の中、堺市では、災害時に聴覚障害者団体と関係団体の計10団体により、2015年に堺聴覚障害者防災ネットワークを設立し、堺市内の聴覚障害者や関係者の防災力・減災力の向上を目指し、堺市などの行政機関と連携し、敏速かつ的確に支援できるネットワーク構築を目的として、聴覚障害者災害時支援マニュアルを作成され、堺市民や行政職員の方々に対して聴覚障害者についての啓発を目的に作られました。

情報収集が困難な聴覚障害者が地域の中で孤立せず、地域の一因として安心して暮らすために、多くの方々に活用していただいているそうです。自身が聴覚障害者でおられる講師の先生がおっしゃった言葉が印象的だったので紹介します。「聞こえは一生治らないが、聞こえる人の理解があれば治せる」。河合町でも障害を持つ方の理解を深めるために、このようなマニュアルを作っていただければと思いますが。このマニュアルは聴覚障害者に対しての困り事を理解してもらうための支援マニュアルとなっております。ぜひ作っていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○企画部長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋企画部長。

○企画部長（森嶋雅也） ただいまの質問でございます。

障害をお持ちの方、災害時の不安というのは想像に難くありません。そのことを自分ごとと置き換えて、真摯に取り組んでまいりたいと考えております。

河合町では、令和5年4月施行のまちづくり自治基本条例第3条第1項第1号に、基本理念といたしまして、「町民一人ひとりの基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら、子どもから高齢者まで、性別、国籍、民族、障がいの有無、その他の属性にかかわらず、安全

で安心して暮らすことができる持続可能なまちをつくります」と、ノーマライゼーションの精神がうたわれてございます。

障害をお持ちの方への支援は、当然のことながら町の責務として考えております。防災に関しましては、障害をお持ちの方が自ら備えていただくことを啓発するとともに、それを支援する方々への知識の普及も重要で、分かりやすいマニュアルは有効な手段の一つであると考えます。

現在、町内には18名の聴覚障害者がおられます。まずはその方々の個別避難計画の作成を優先させたいと考えております。その際にどのような支援が必要なのかをヒアリングした上で、マニュアル化に向けて進んでまいりたいと考えております。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

最後に、この計画を策定するに当たって、各課において障害者基本計画の基本理念など、計画に対する理解が深まっていないと福祉部長からご答弁いただきましたが、確かに障がいの方は福祉課任せになっている部分があるかもしれません。人ごとではなく、各課への理解を深めて、情報連携をお願いしたいとともに、職員一人一人の意識を変えて、包括的に対応して受け止めて、住民サービスの向上につなげていっていただきたいと思います。

それでは、2点目の不登校支援について再質問します。

スクールカウンセラーはどの程度利用されていますか。また、学校には来ることができるが教室に行けない児童生徒はいますか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

スクールカウンセラーにつきましては、各校の配置とさせていただいておりまして、すみません、実績につきましては令和4年度になりますが、スクールカウンセラーに対しての相談件数は、小学校で201件、そのうち不登校の相談が約5%というところでございます。中学校につきましては233件がスクールカウンセラーとの相談件数ということで、不登校の相談、こちらが約65%というところでございます。

中学校におきましては、不登校に対する相談、特に先生のほうからスクールカウンセラーに相談される件数が多いというところでございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） そういった児童生徒に対する校内の居場所づくりはできていますか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

会議室、保健室、放課後登校、様々なところから学校に来ている児童というのがいております。児童が参って先生、また養護の先生、管理職の先生が対応に当たっていただいております。無理に教室に入るのではなく、プリント等でできることから取り組んでいる状況でございます。少しの時間ではございますけれども、教科によっては教室に入ることができるようになった生徒もいるという状況でございます。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） はい。

○議長（疋田俊文） 梅野議員、5分間ですので、まとめてください。

○3番（梅野美智代） はい。

できる限り同じ場所がよいと思うので、会議室や保健室など一時的な場所ではなく、特定の空き教室を1つ決めて、学校に行きにくい生徒のために居場所づくりを進めていってもらえたらと思います。

奈良県は、2023年に不登校支援ならネットを開校しました。これは年間登校日数10日以下の生徒に新たな学ぶ環境をつくってもらいたいということで立ち上げられました。オンラインを中心としたネットワーク型フレキシスクールです。中学校に在籍しながら入校することができ、それぞれに担任とスクールマネジャーが割り当てられ、自宅や学校から学習指導を受けることができます。現在河合町では、この不登校支援ならネットを利用している生徒はいますか。また、そういった案内はされていますか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

こちらは、家から出ることができない中学生を対象にということで、奈良県が2023年6月

にフレキシスクール、不登校支援のための県ネットワーク型フレキシスクールを開校されました。残念ながらですけれども、河合町の参加、教育委員会からも呼びかけさせていただきましたが、現時点では参加者はございません。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員。

○3番（梅野美智代） 引き続き周知をお願いします。

また、不登校支援としては、児童生徒本人だけでなく、保護者に対する支援も必要になってくると考えます。同じ境遇を抱える保護者を集めて、相談できる場所やピアサポーターの提供、ピアとは仲間を意味していて、同じ境遇を抱える当事者や経験者が互いを支え合う活動のことを意味しています。そこで相談や自分の思いや気持ちを聞いてもらったり、吐き出したりして協力するきっかけになったりすると思うのですが、できないでしょうか。

奈良市では、「はぐくみのつどい」という、「不登校を聴く・語る・分かちあう保護者の会」が開催されています。また、その中で、講師の方の講演を聞ける機会などもあるようです。そのようなことを本町でも実施してはいかがでしょうか。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） 議長。

○議長（疋田俊文） 中尾次長。

○教育委員会事務局次長（中尾勝人） お答えさせていただきます。

保護者は子供と同じく、場合によっては子供以上に不安を感じながら、不登校という状況に不安を感じている場合がございます。保護者へのカウンセリング、またアドバイスを受ける機会等得ることで、自分の子供を支える力が沸くこともあるかと思います。保護者が落ち着いて過ごすことができることで、子供が安心して過ごすことができると考えております。奈良市のほうで取り組んでおられるようなことも踏まえながら、保護者支援につきましては、子供にとっても大きな意味を持つとも考えておりますので、しっかりと検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○3番（梅野美智代） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 梅野議員、3分ですので。まとめてください。

○3番（梅野美智代） はい。

ありがとうございます。不登校問題は、原因や背景が明確にならないことが多く、そのた

めに学校や保護者、子供本人もどのようにしていいか分からず、苦勞されています。初当選後より重ね重ね、教育環境の充実、不登校支援について要望を続けていますが、なかなか前に進んでいない現状があります。

こうしている間にも月日や時間は経過し、子供たちの成長に大切な学童時期がどんどん過ぎ去って行ってしまいます。不安の中にいる孤独な子供たちや保護者を積極的に支え、安心して学べる環境づくりに努めていただけますようお願いします。

かがやきの森こども園については、療育を必要とする子供たちに対しても、環境整備や先生方のご尽力により評判がよいと聞いております。それで転入に来られる方も増えているのだと思いますが、子供たちがこのまま小中学校にすくすくと上がれますように、福祉教育の充実した住みたいまち、住み続けたいまちに向けて、環境づくりの整備をよろしくお願いいたします。

これで私からの一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（疋田俊文） これにて、梅野美智代議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

2時半に再開いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時30分

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

◇ 中山 義 英

○議長（疋田俊文） 11番目に、中山義英議員、登壇の上、質問願います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

（5番 中山義英 登壇）

○5番（中山義英） 皆さん、こんにちは。議席番号5番、中山義英。

それでは、議長の許可を得て、ただいまより一般質問通告書に従って一般質問を行います。
質問事項 1、法令遵守等に関連して。

昨年度、近隣自治体においては、税の滞納処分に対する地方税法違反や、一般競争入札における官製談合防止法違反がありました。河合町では公平かつ公正な職務を遂行するため、平成30年9月1日付で、河合町法令遵守推進要綱を制定されていますが、過去2回の個別外部監査では、監査人から法令違反と指摘を受けた事案があります。また、一方で、個別外部監査の実施対象になっていない行政事務においても、法令に基づき改善が必要と考えられる事案があります。

地方自治体が住民から信頼される行政運営を進めていくには徹底した法令遵守に向けた取組が求められます。法令遵守等に関連して、以下6点質問します。

(1) 河合町法令遵守推進要綱第1条には、公平かつ公正な職務の執行を図り、町政に対する町民の信頼を確保することを目的とすると規定されていますが、目的は達成できていますか。

(2) 個人所有の土地の一部または全部が公衆用道路に認定された場合、固定資産税は非課税扱いになります。しかし、いまだに非課税処理がされていない土地の取扱いについて。

(3) 地籍調査によって、登記簿の登記地籍に増減があった場合の土地に係る固定資産税の取扱いについて。

(4) 町税など公債権の滞納処分における、差押えや搜索の実施状況について。

(5) 徴収できるにもかかわらず、滞納期間が7年以上経過したものから債権放棄を行った水道料金の回収に向けた取組について。

(6) 令和5年7月1日より実施されている河合町職員の職務に対する要望等の記録等に関する取扱い要綱の取組状況について。

以上で登壇での質問を終え、あとの質問は自席にて行います。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） それでは、私からは、1点目にご質問いただきました、河合町法令遵守推進要綱の目的である、公平かつ公正な職務執行を図り、町政に対する町民の信頼を確保するという規定内容は達成できているのかというご質問に対してお答えいたします。

河合町法令遵守推進要綱は、平成29年12月に発覚した不適切事務処理に関して、その再発防止を図るために外部の有識者を含めて当時設置されていた検討委員会から、職員のコンプ

ライアンスに対する意識の向上と認識の徹底を図るため、職員からの通報の受皿となる内部システムを構築すること、また、職員の法令遵守意識の改善に加え、公益通報に関する意識の向上と認識の徹底を図るべきとの提言があったことを受け制定したものであり、その後の契約事務の適正化などの面で、一定の範囲にはなりますが、成果があったものと考えております。

続きまして、6点目にご質問いただいております河合町職員の職務に対する要望等の記録等に関する取扱要綱の取組状況についてお答えいたします。

この要綱は、職員がその職務に対して受ける要望等について記録、報告、その他の事務手続に必要な事項を定めまして、組織として適切に対応することを目的として、昨年7月から運用を開始しているものであり、昨年12月末までに117件の要望等を記録しております。

また、このうち公職者から受けた要望等である12件につきましては、その概要等を定期的に公表するとしていることから、公表に向けた作業を行っているところでございます。

以上となります。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 私のほうからは、2つ目、3つ目、4つ目の3点についてお答えさせていただきます。

まず、2つ目、固定資産税に関係する部分でございますが、個人所有の土地の一部、または全部が公衆用道路に認定された場合の取扱いということについてでございます。

この分につきましては、分筆や登記が完了し、面積が確定されてからの考えが強く、非課税処理がされておりました。

続きまして、3つ目の分でございます。この分につきましても固定資産税に関連する部分でございます。地籍調査により登記簿の登記地籍に増減があった場合の取扱いということでございます。

河合町でも1月1日時点の状況により課税しておりますが、地籍調査の完了している土地で地籍が増加している土地に関しましては、固定資産評価基準において、例外規定として記載されております他の土地との評価の均衡上、当該地籍によることが特に不相当であると認められるものについては、地籍調査前の当該土地の登記簿に記載されている地籍によるものとするという文言を適用して、地籍調査前の面積で課税をしております。

続きまして、4点目になります。町税など公債権の滞納処分における差押えや搜索につい

てでございます。

差押えに関しましては、現在、既に預貯金や給与、国税還付金などの差押えは行っておりますが、不動産に関する差押えや搜索については実施しておりません。

私からは以上でございます。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 私のほうからは、（４）町税など公債権の滞納処分における差押えや搜索の実施状況について。（５）徴収できるにもかかわらず、滞納期間が７年以上経過したものから、債権を放棄した水道料金の回収に向けた取組について回答させていただきます。

（４）下水道使用料は、公債権となっておりますが、差押えや搜索は、現在は実施しておりません。

（５）個別外部監査で指摘された徴収が可能な債権で、不納欠損処理を行っていた債権については、債権の整理が整いました。債権のうち、法律上徴収ができないものについては、河合町債権管理条例に基づき議会の議決を得て、債権放棄を行い、不納欠損処理をしていきます。また、法律上徴収ができる債権については、速やかに回収してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○５番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山義英議員。

○５番（中山義英） 河合町法令遵守推進要綱、以下推進要綱と表現します。推進要綱の目的は、一定の成果があったということですが、私の見解を申し上げます。

過去２回の弁護士による個別外部監査において、監査人から地方税法及び地方公務員法違反の指摘があり、推進要綱の目的である公平かつ公正な職務の執行は十分達成できていないと考えます。

部長に質問します。法令遵守、すなわち法律や規則、条例などを守ることが徹底されていなかったため、財政面で河合町にどのような影響があったのか、理解されている範囲でお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

これまでに実施いたしました個別外部監査における指摘事項や議員からのご指摘いただいた事項など完全に適切とは言い切れない事務処理があったことは認めるところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 私としては、過去2回の個別外部監査から分かったことが2点あります。

1点目、法令どおりに業務を行わなかったため、約8億8,000万円の税金を徴収できず、河合町自らが町の財政に大きな損害を与えてきたこと。

2点目、税金の課税漏れ及び税金や保険料、水道料金の徴収に関して、公平性が守られていなかったことが判明しています。

質問します。個別外部監査で判明したこの2点の事実があっても推進要綱の目的が、一定の成果があったと言えますか、お答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 冒頭答弁いたしました、一定の範囲というところの部分なんですけれども、まず、冒頭申し上げました法令遵守推進要綱を制定した背景といたしまして、不適切事務処理があったということは冒頭にお答えしたとおりでございます。

この再発防止策として制定したものとしては、一定の範囲でその成果があったというお答えでございました。

以上となります。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 要綱には、公平かつ公正な職務の執行と書かれているから、やはり幅広く、公務員のやる仕事全体というふうに考えてもらわないと駄目だと僕は思うんです。

それと、個別外部監査で判明したこと、2点あるんですけれども、この2点に関して、いまだに河合町から町民への謝罪及び是正の取組報告というのは一切ありません。これ、なぜ報告されないのかお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 令和5年度に個別外部監査を実施いたしました。公債権に係る部分

を実施しております。実際に監査員からの指摘事項というのが来ております。そのことについては、大変重く受け止めているところでございます。

その部分の早期改善を行うということで、行政に対する信頼の回復に努めているという形で考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 監査で分かったことは、やはり町民の間でいろんな負担の公平性というのは、一応守られていませんでした。やはりこの部分に関して、町民に申し訳ないという気持ちがあれば、やはり早急に謝罪及び是正の取組報告は必要と考えます。

続いて、副町長に質問します。法令に基づいて仕事をするのが公務員です。推進要綱以外にも地方自治法第2条第16項には、法令遵守に関して地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならないと規定されています。

これから河合町は法令遵守に向けてどのように取り組んでいくべきかお答えください。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） お答えいたします。

法令遵守に関しましては、議員お述べの地方自治法のほか地方公務員法で定められておりまして、河合町としても職員個人としても課された義務と考えております。

このような中、本町では、先ほどの中でもありました法令遵守推進要綱を定めて取り組んでいるところでありまして、事務執行に当たっては、根拠法令等を確認し、理解して正しく適用することはもとより、手続の透明性、公平性を確保すること、もし法令違反行為をしたときは、隠蔽などしないで報告、相談できる職場風土とすることなどを意識した上で、職員研修の充実や新たな指針を設けるなどの方法によってさらなる徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そこまで分かっているのであれば、もう副町長にお任せしますので、そこらは徹底してやってください。

自治体は、税金によって運営され、公金そのものを扱う組織です。自治体が法令遵守の精

神や規範意識を持つことことは、住民から信頼を得るために欠かすことはできません。したがって、自治体の体部統制において、法令遵守は全員で共有し、着実に取り組むべき目的と考えます。

続いて、河合町が法令遵守を徹底してこなかったことで、町民や町財政に与えた影響について、個別ごとに再質問します。

まず、公衆用道路の非課税問題から質問します。

非課税処理は、まだできていないということですが、私がこの問題を指摘してから3年以上経過します。前回も一般質問を行いました。地方税法違反と分かっているがなぜ早急に非課税処理及び非課税に伴う税金の還付処理に取り組まないのか、お答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

これまで、先ほどお答えさせていただいた面積が確定されてからの考えが強かったというところでしたが、今後、例えば、航空写真などの資料とか、また、そういった資料による判別が難しい場合には、聞き取りなどを行って更正のほうを行っていきたいというように思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） これ、部長、自分の立場に置き換えて、善意で町の道路のために提供した土地が、河合町が登記せず、道路として使っているのに税金かかっている。こんなあほな話は普通、分かったら腹立つでしょう。

こういったことは、やはりすぐにメジャー持って行って測ったら、ある程度の面積というのは積算できるんですから、やらんと駄目だと思います。

一応、これ個人所有の土地が公衆用道路に認定されても、何十年間にわたって、今も固定資産税が課税されている土地は、令和5年12月時点で32件、35筆あります。こういった地方税法で非課税と決まっているものに税金かかっている、こういったことがありながら河合町の行政事務、公平かつ公正に職務の執行は行われていると言えますか。お答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） ご指摘いただいたとおり、直ちに新たに更正をすぐに行っていくた

いというふうに考えます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 直ちにやるということで。

そうしたら、行政事務の中で誤りが判明したら、速やかに是正するのが公務に携わる職員としての責務と考えます。副町長に質問します。地方税法で非課税と決まっていたら、全国どこの市町村でも取扱いは同じです。河合町だけが特別なわけじゃありません。いつになったら、今6年からすぐということなんですか。6年から確実にできますか。6年度課税から非課税に。お答えください。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） できるだけ早い対応に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） できるだけ早いんじゃない、すぐせなあきません。

やるにしても、誤って固定資産税が課税されている土地の所有者全員に説明とか謝罪、これ、もう終わっていますか。お答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） すみません。大変申し訳ございません。ちょっと質問が聞き取りにくくて申し訳ございません。もう一度お願いしてよろしいですか。大変申し訳ございません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 税金かかっている人、6年度から返すと言うていますが、既にかかっている人に謝罪、説明、もう行かれましたか。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 現時点では、まだ説明等につきましては行っておりません。今後個別にその方に対して説明をさせていただいてということで、今は思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） もう4月から固定資産税かかるんですよ。今もう3月の下旬、もう行かんと、こんなんでいいでしょう。だから、問題の先送りはせず、早急に処理をすぐに進めてください。もう適正に税金が課税されなければ、誰も税金を払おうとは思いませんので。

続いて、地籍調査後の固定資産税の取扱いに関して再質問します。

30年以上ストップしてきた地籍調査が令和5年度から再開しました。今年の1月1日に発生した能登半島地震のような大規模災害がもし河合町で起こったら、地籍調査が完了している地域と完了していない地域では、その後の災害復興に向けたスピードが大きく変わってきます。そのため、地籍調査が完了していない地域では、南海トラフ地震に備え、できるだけ早く調査が完了するよう全力で事業を進める必要があります。

では、本題に入ります。私が河合町の地籍調査で一番問題と考えるのは、地籍調査後の固定資産税の課税方法が地方税法に基づいて適正に課税されていないことです。具体的には、河合町では、地籍調査によって登記簿の面積より面積が減っているところは、取り過ぎになっていた固定資産税の還付処理が行われていますが、一方で、固定資産税が増えたところ、先ほど部長も答弁されましたけれども、税金が増えないように何もせず、地籍調査前の面積で固定資産税が課税されています。

この取扱いは、地方税法に照らし合わせると不適切かつ不公平な取扱いと考えたことはありませんか。お答えください。

○総務部長（上村卓也） 議長。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 先ほども答弁させていただきましたけれども、地籍調査後の土地に関する課税の例外規定ということで現在行っておりました。各自治体によってその解釈というのは異なるというふうには思いますけれども、税の公平性の観点から早急に改善をしたいというふうには考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、一応理解してもらうために質問しますが、土地に係る固定資産税の計算方式についてお答えください。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 河合町は、路線価による課税を行っております。路線価にその土地の面積と各土地に係る補正を乗じて評価額の算出を行います。その評価額に負担水準などを乗じた額が課税標準額となりまして、その課税標準額に税率1.4%を乗じて税額を算出しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そんな難しく言わないで、1平米当たりの路線価評価に土地の面積と税率、これが基本です。この場合、土地の面積というのはどこから引っ張ってきていますか。お答えください。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） 地籍調査後ということになりましたら法務局ということになると思っております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 地籍調査関係なく、普通のあれでも法務局の登記地籍、それも1月1日時点における法務局に登記された面積、これで計算します。

河合町の固定資産税、そうしたら全て1月1日時点での法務局の登記地籍に基づいて課税されていないということですね。今現在は。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 先ほど来お答えさせていただいているように、例外規定ということで取り扱っておりますので、それを使っていないということになっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 恐らく総務省が固定資産評価基準の中で解説している地籍調査後の課税方法に関する特例部分の解釈の誤りによるものと考えます。

質問します。地方税法の規定に反する現在の課税方法、これが結果的に今までどれぐらい河合町の税収に損害を与えてきたのか、町の見解をお答えください。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 影響額というところでお答えさせていただきます。

現在、地籍調査前の面積を使っております。それが地籍調査後という形の数字に置き換え

た場合の影響額というのは、年間640万円程度になると考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 私が以前聞いたときは、3年前ですよ。今より毎年、年間で約1,000万円増えると聞きました。当時の回答でした。地籍調査が中断して30年以上になります。地方税法に基づいた適正な課税が行われてこなかったため、この30年間で河合町が失った税収は総額で数億円になります。

先ほど部長が言われた600万円と、私が言うてるその1,000万円、恐らく河合町の地価の下落によって差が出ているのかも分かりませんし、ここからまた副町長に質問します。3年前から地方税法に基づく適正な課税に改めるように指摘していますが、町は一向に改めません。いつから適正な課税を実施するのか、町の見解をお答えください。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） ただいまのご質問にお答えします。

本件につきましては、以前から、議員からご指摘いただいている事項でございまして、昨年の6月議会におきましても、町長、森川町長から令和6年度か令和7年度に実施する旨、答弁させていただいたところでございます。

固定資産額の決定が迫る中、現時点で作業は完了しておりませんが、もともと答弁させていただいたとおり、6年度か7年度のどちらからの年度から実施するか断言できる状態ではございませんが、現在、担当課においては令和6年度からの課税を目指して作業を進めているところでございます。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 令和6年度もしくは7年度から適正な課税に向けて努力されるのであれば、私からはこれ以上指摘することはありませんが、ただ、令和6年や7年から実施するにしても、一番大事なことは納税者に説明し、理解を得ることだと思います。そうでないと課税したけれども滞納が増えましたでは話になりません。

それと、もう一点、地籍調査の費用は国・県の補助金以外に河合町も全体費用の5%、町民の税金から負担しているということは忘れないで進めてください。

それと、最後に、部長が言われた解釈、あれはその地域の中で100人言われたら100人とも本来の登記面積は上がっている場合だけです。著しく。1人、2人でも登記簿の面積下がっている場合はあの特例は使えません。そこをよくもう一度読んで理解してください。

続いて、町税などの公債権の滞納処分に関して再質問します。

町税の滞納処分について、不動産の差押えや捜索を行っていないということですが、不動産の差押えや捜索を行わずに、払えるのに払わない悪質滞納者への対応が十分できていると考えていますか。行ってこなかった理由と併せてお答えください。

○総務部長（上村卓也） はい。

○議長（疋田俊文） 上村総務部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

捜索に関しましては、相手方の生命や生活を脅かすことのないように、状況を総合的に判断を行う必要があると考えております。そのための方法、手順など慎重な対応が必要というふうに考えておまして、これまで実施に至っておりませんでした。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 不動産の差押え、捜索を行わなくても滞納分を全額回収できるのであれば、それに越したことはありません。しかし、第2回目の個別外部監査においては、河合町は地方税法や国税徴収法など個別法の法令遵守を徹底していなかったことで、平成11年から令和3年度までの23年間で、一般会計と特別会計合わせて、総額で約8億8,000万円の税金を徴収できていなかったことが明らかになっています。現在、税務課では滞納者の預貯金差押えなどの滞納処分は行われているという答弁でした。しかし、悪質滞納者に対しては預貯金の差押えだけでは不十分で、債権回収の手段として不動産の差押えや捜索といった対応が必要と考えます。

質問します。先ほど部長が捜索に対して答弁されましたけれども、法的にどのようなものかお答えください。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） お答えさせていただきます。

捜索につきましては、国税徴収法第142条におきまして、徴収職員は滞納処分の必要があるときには滞納者の物または住居その他の場所につき捜索することができると定められてお

ります。様々な調査などを行っても財産の状況が明らかにできない場合には、滞納者の住居などに立ち入って差し押さえるべき財産の発見等のために行う調査というふうに認識しております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 搜索は滞納者の生活状況や支払い能力を把握する上では重要な調査です。滞納者の家に行かなければ、本当に財産がないのか、生活が困窮しているのかなど詳しい状況は分かりません。搜索は国税徴収法第142条に基づき、財産調査の一環として裁判所の令状は必要なく、また、滞納者の了承を得ずに自宅や事業所などを搜索して差し押さえるべき財産があれば差押えを行うことを言います。

具体的には、強制的に滞納者宅に踏み込み、滞納者が車を所有していれば、ロックをかけて勝手に車を持って帰れます。また、滞納者のタンスをかき回して宝石を見つけ、持って帰ってインターネットで購買するなど、滞納者の財産を自由に処分することができる権限です。この権限を行使しないことは徴収権の放棄に当たると考えます。

質問します。公平かつ適正な徴収に向け、今後、町税の滞納処分に関しては不動産の差押えや搜索を実施する考えはありますか。お答えください。

○議長（疋田俊文） 上村部長。

○総務部長（上村卓也） 先ほどお答えさせていただいた搜索の根拠というところの部分にもございますが、相手の生命、生活というところを脅かすというようなところの判断ということもございますので、国税や、例えば県税などの事例を参考にしながら、今後、適正な判断、滞納者の滞納の状況の判断を行って、必要に応じて実施してまいりたいというふうに考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今後は税負担の公平性という観点からも、法律で決められた権限は最大限に活用し、やれるだけのことはやるべきです。

税務行政は厳しい業務です。自治体のほとんどの業務は困っている人を助ける業務です。しかし、税務行政違います。嫌であっても法律で決められたことですよと言い切らなければなりません。また、ルールを無視した人にはどうなるかを教えなければなりません。それが税務行政です。

副町長に質問します。以前にも提案しましたが、公債権と私債権の滞納処分の徴収に関して弁護士を含んだ債権回収プロジェクトチームを令和6年度中につくる考えはありますか。お答えください。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） ただいま議員のご質問にございましたプロジェクトチームでございますが、どのような形に、チームという形に必ずしも限定するわけではありませんが、対応する体制は整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、よろしくお願いします。期待しております。

続いて、水道料金の不能決算処理に関して再質問します。

第2回目の個別外部監査において、水道料金のずさんな債権管理が明らかになりました。具体的には、法律上、徴収できるにもかかわらず、何の根拠もなく、7年以上水道料金の支払いを滞納すれば、7年前の水道料金は払わなくてもよいという状況になっていました。徴収を諦めた水道料金は、平成29年度から令和3年度の5年間だけでも1,150万円以上になります。こうした状況に陥ったのは、結局は職員が民法の規定を熟知していなかったことと法令遵守の意識が欠如していたことにつきます。

質問します。滞納者がなぜ滞納しているのか、その理由等は把握されていますか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 滞納状況の把握ということでございますが、滞納者と交渉する段階で交渉記録などで把握のほうはさせていただいております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） それと、そうしたら、先ほどの答弁でやる体制ができているということですが、個別外部監査で指摘を受けてからでも1年がたちます。なぜ速やかに回収業務に取りかからないのかお答えください。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 想定外に対象者の調査に時間を要したということでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 法律上、徴収できるにもかかわらず、役場の誤った判断により徴収を諦めた水道料金は、そうしたら全額必ず回収してください。

では、回収に当たってどのような計画を立てておられるのかお答えください。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 回収に当たりましては、債権者のうち、法律上、徴収できるものは督促状と文書で促し、納入がないものに関しましては給水停止を行います。また、計画どおり履行されない場合は少額訴訟も視野に入れて債権回収に当たっていきたいと思います。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今、督促ということを言われました。時効期間を超えて滞納となっている水道料金、これ回収するには裁判所を通じて支払督促や訴えの提起が必要になります。

現在、裁判所への手続は、そうしたら行われていますか。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 裁判所の手続に関しましては、現在、まだ至っておりません。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら督促も出せないですよん。裁判所への手続をしないで回収できたら、それに越したことはありません。手続が遅れて、その間に相手方からの時効の援用があれば、滞納となった水道料金、これは全額回収できません。

先ほど給水停止ということで、確かに河合町では水道料金の滞納者に対して給水停止の処分を実施されています。そして、給水停止が解除され、給水再開となったときは5,000円以

内の給水再開手数料を取ることが河合町水道事業給水条例で義務づけられていますが、町では給水再開手数料を徴収されていませんでした。

質問します。現在、給水再開手数料、これは徴収されていますか。件数と合わせてお答えください。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） 給水再開手数料でございますが、令和4年度より徴収のほうをさせていただいております。令和4年度5件で1万8,000円、令和5年度、途中ではございますが、4件で1万9,000円となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） これは滞納者全体の割合で何%ぐらいか。給水停止の。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福辻部長。

○まちづくり推進部長（福辻照弘） パーセンテージにつきましては、今、資料のほうを持ち合わせておりませんので、後で報告させていただきたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） どんな理由であっても条例で決められたことをやらない行為は、職員の法令遵守に対する意識が非常に低いと考えます。

副町長に質問します。今後、どのような教育、指導を行っていかれるのかお答えください。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 職員に対する指導、教育ということでございますが、先ほどの法令遵守の際の答弁でも回答させていただきましたけれども、河合町の設けております法令遵守推進要綱、これをさらに周知徹底できるよう、研修なりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） そうしたら、副町長に質問します。

債権放棄を行った水道料金の回収業務の進捗状況について定期的に議会や町民に報告してもらえますか。お答えください。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤壮浩） 債権管理の進捗状況の報告についてでございますが、現在、担当課のほうで債権、過年度を含みます全体の債権の状況というのを整理していただいているところでございます。今後、そちらを確認の上、報告方法について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） できるだけ報告を定期的にしてください。

続いて、河合町職員の職務に関する要望等の記録等に関する取扱要綱、以下、取扱要綱と表現します。

この取扱要綱は、簡単に言うと、職員に対して不当要求行為等があった場合、組織で対応した上で、ケースによっては不当要求行為の内容や要求者の氏名を公表する制度と解釈してよろしいですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） こちらの要綱でございますが、まず、不当要求に限らず、正当な要望等も全て記録させていただきまして、組織として確実に対応するために制定したものでございます。そのうち、公表の対象となるのが公職者から寄せられた要望ということになっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今のお話では、正当な要求、不当要求、全ての要望というのは記録されるということなのですか。私から、そうしたら不当要求行為の部分に関して質問していきます。

どういった行為が不当要求行為として要望記録の対象になるのか、具体例の簡単な説明をお願いします。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、記録の対象となるのは正当な要求もということなんですけれども、その上で、不当要求という部分の定義といたしますか、そういったことをご説明させていただきますが、最初にご質問いただいております法令遵守推進要綱、こちらの第2条2項に不当要求行為というのが定義されておりまして、暴力的行為、威迫する言動その他の不当な手段により町及び町職員に対して公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為、または社会的常識を逸脱した手段により町の適正な業務の遂行に著しい支障を及ぼし、または職員の対応が困難になる状況を生じさせることという定義をなされております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 私の経験からも、今、答弁されたパターンというのはほとんどの自治体が想定しているパターンかなと考えます。

では、質問します。この取扱要綱の対象となる相手方には公職者が規定されていることから、主には町会議員が対象と考えてよろしいですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 公職者の部分でございますが、要綱の第2条において公職者を定義しておりまして、その中では、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び他の地方公共団体の長並びにこれらの者の秘書、その他の活動を補佐する者ということで、かなり幅広く定義はされております。ただし、本町に要望等をいただく相手といたしましては、本町の議会議員の皆様が多くなるものと考えられまして、冒頭にお答えした公職者からの要望等12件という部分につきましては、その全てが本町の議会議員の皆様からの要望となっております。以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） これ、河合町法令遵守推進要綱、平成30年に制定された。こちらもあるのに、あえて取扱要綱を制定された目的及び制定に至った背景、これについてちょっとお答えいただけますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） こちらの要望等を記録する取扱要綱を制定した背景及び理由についてお答えいたしますが、町に対して日々多くの要望等が寄せられております。そのような現状がある中、1人の職員が抱え込むことなく、所属長等に報告することにより組織として対応するために記録する制度の構築と、もし、不当要求等が寄せられた場合には、必ず複数の職員で対応することを徹底するというものでございまして、これは森川町長がご就任後、職員を守るための施策の1つとしてご指示いただいた内容を基に要綱として、別の要綱として定めたものとなっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 大体、目的や背景分かりました。私も前職の生駒市役所時代に不当要求行為に対して同様の要望記録を書いた経験があり、制度の必要性というのはある程度理解しています。そして、近年、全国的にも要綱や規則などを設けて、不当要求行為の対応に積極的に取り組んでいる自治体というのは増えています。

ただ、取扱要綱の、そうしたら第3条には、職員は不正な要望等または不正な言動等を伴う要望等に対しては複数の職員により組織的に毅然として対応しなければならないと規定されています。この条文を読んでも、何が不正な要望なのか、職員の大半はすぐには理解できないと考えます。

2点質問します。

1点目、職員研修は何回ぐらいされましたか。

2点目、具体例などのマニュアルはありますか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 今回の要望を記録する要綱の研修状況でございしますが、まず、研修というわけではないんですけれども、要綱の制定の手続完了後、三役、部長が集まる会議の後で時間を設けて、制度の運用に関する説明会というものを行っております。ただし、全職員を対象としたような研修というものは実施していない状況となっております。

続きまして、マニュアルの部分でございしますが、マニュアルの整備というのは、今のところできていない状況でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） マニュアルもないということで、ただ、今のところ、記録は117件、果たしてそれがマニュアルに照らし合わせると不当要求になるのかどうかというのは、私はちょっとクエスチョンだと思います。この取組を進めていくには、不当要求行為等の判断基準となる具体例などのマニュアルの作成、それから、研修を通じた職員への周知徹底、さらには、要望記録等のチェックリストというのは必要不可欠と考えます。

続いて、公表に関して質問します。取扱要綱の第8条で、公職者からの要望等に対しては定期的に公表すると規定されていますが、公表に至るまでの一連の流れ及び公表時期についてお答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 要望等を受け付けてから公表に至るまでの一連の流れについてご説明いたします。

まず、要望等を職員が受けたときには、要望等記録表という様式に記載して記録することとなっております。そして、それを記録した際には、速やかに上司、所属課長に報告し、その報告を受けた所属課長は自らの責任において処理すべきと判断する事案を除き、さらに上司である部長等に、最終的には町長、副町長に報告するというのが一連の流れとなっております。その中で、公職者から受けた要望等については定期的に概要等を公表するということになっておりまして、冒頭お答えいたしましたとおり、その公表に向けた作業を、現在、進めておるところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 大体、一連の流れは分かりましたが、研修もしていない、マニュアルもない中で、真摯に受け止めるべき苦情と不当要求行為等を見分ける判断は難しく、なかなか公表までには至らないと考えます。今の状況で本当に公表できますか。お答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 何度も申し上げますが、現在、公表に向けた準備を進めておるところではございますが、本日の一般質問における内容も十分に踏まえまして慎重に実施してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（疋田俊文） 中山議員、あと5分ですのでお願いします。

○5番（中山義英） はい、分かりました。

議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 不当要求行為に対して、要綱や規則等で規制を設けることは有効な手段の1つではありますが、単なる問合せや苦情まで公表されては、後々議員活動への影響が考えられます。したがって、公表に当たっては、必ず議員の承諾を取った上で公表するよう、慎重な対応をお願いします。

質問します。仮に公表に当たって、言った言わないなど議員からの承諾が得られない場合、どのような対応を考えておられますか。お答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） まず、承諾を取るという手続の部分でございしますが、現状としてそのような手続を設けてはいないわけなんですけれども、慎重に取り扱う必要がある内容である場合など、必要に応じてそのような手続を設けることを検討したいと考えております。そして、そのために必要なものとしたしましては、例えば、記録させていただく際には複数名で記録に間違いがないように徹底を図るとか、あくまでご承諾いただいた場合に限ってなんですけれども、そういう録音とかそういった手続も可能ではないかと考えるところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 言った言わないという問題、よく起こります。全国的には、今、次長言われたように、面談の際にICレコーダーによる録音を取り入れている自治体は増えています。

では、次に、要望記録の提出に関して2点質問します。

1点目、要望記録が提出されていない部署について、提出されていない理由、これ確認されていますか。

2点目、提出がなかった場合、なしの報告は求めておられますか。お答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 昨年12月までの記録件数を各課に照会したところ、おっしゃるとおり記録件数がゼロという返事が返ってきている部署がございます。ただ、これらの課における要綱の運用に、例えば問題がないのか、全くそういう記録する意思がないのかとか、そういったことの調査はちょっとまだできていない状況でございますので、制度を根づかせるための各職員への周知に努めたいと考えております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 今後は、なしの報告書の提出は必要と考えます。私の経験から運用面では、今後、不正な要望や言動等の判断基準が職員によってばらつきがあったり、議員への過度な配慮から不当要求行為に該当することであっても、不当要求行為と判断しないケースなどが出てきます。

副町長に質問します。仮に、該当する事案があっても、町の方針に従わず、要望記録を提出しない部署に対してどのように対応されるのかお答えください。

○副町長（佐藤壮浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

○副町長（佐藤壮浩） ただいまの質問にお答えします。

要綱の規定に従わずに記録を残さない職員なりがいた場合ということだったと思います。当該要綱では、様式に基づきまして、要望等の内容を記録することが定められております。この規定で故意に違反した場合、人事管理上の必要な措置を講ずることができるというように規定されております。そのため、そのような職員がいた場合には、この規定に基づいて厳正な措置を取るということになるかと思います。

以上でございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。あと3分ですのでお願いします。

○5番（中山義英） はい、分かりました。

町の方針が決定されているので、法令遵守の観点から、私もそれなりの処分というのは必要と考えます。

質問します。では、取扱要綱の担当部署、これはどこですか。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野総務部次長。

○総務部次長（小野雄一郎） この要綱の運用を所管しておりますのは総務課となっております。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 総務課だけで、いろんな不当要求行為を含め、正当な要求も判断、対応は難しく、公平性や公正性を考えると弁護士で構成された不当要求行為等審査する審査会の設置が必要と考えます。審査会の設置に関する町の見解をお答えください。

○総務部次長（小野雄一郎） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 小野次長。

○総務部次長（小野雄一郎） 当該要綱では、公職者の権利や地位を害するような要望については公表の対象外とすることが規定されております。ただ、ちょっとそういった、今、議員からのご指摘がありましたように、どういった要望がその規定に基づき、対象外とするかなどの判断基準となるチェックリストなどの整備ができていないというご指摘もいただきましたので、どういった要望がその規定に基づき対象外とするのかなどの判断を弁護士等の意見をお聞きするというのは有効だと考えております。例えば、今、町でお務めの法務管理主任に確認するとか、そういった上で進めるなどの方法を検討させていただきたいなと考えておるところでございます。

○5番（中山義英） 議長。

○議長（疋田俊文） 中山議員。

○5番（中山義英） 公職者の立場として、何でもかんでも公表されては困るんで、やはり、審査会というのは通った上でというのは、私は思います。

それと、今回の取組というのは町長のほうで、町民から信頼される行政運営の確保及び公正な職務の執行、さらには働きやすい職場環境を目指していくという時代の流れに沿った重要な取組と評価しています。しかし、要綱をつくっただけでは何も変わりません。大事なことは周知の徹底を図って、不当要求行為等の未然防止につなげていくことだと考えます。制度の定着には時間がかかりますが、粘り強く取り組むしか方法はありません。

以上で私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて中山義英議員の質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（疋田俊文） お諮りします。本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会したいと思います。

散会 午後 3時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 坂 本 博 道

署 名 議 員 長谷川 伸 一